

第9回相良村議会12月定例会会議録

令和6年12月11日（水）開会

（第2号）

相 良 村 議 会

令和6年第9回相良村議会定例会（第2号）

令和6年12月11日
午前10時00分開会
於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。（10名）

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
教 育 長 中 村 和 弘 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者 渋 谷 美 佐 江 君	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 幹 事 長 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	企 画 商 工 課 長 佐 竹 淑 子 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君



日程第1 一般質問

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。これから本日の会議を開きます。それでは日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。発言の通告がなされていますので順番に発言を許します。4番、徳田正臣議員。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○4番(徳田正臣君) はい、皆さんおはようございます。今回は、村民の声からということで、4点ほど通告いたしているところでございます。可能な限りシンプル、かつ、コンパクトにいければなというふうに考えております。まず第1点目は、地域内防犯カメラの設置についてということで、住民の方からの声を頂いております。国会においては、平和ということ。地方の自治体においては、安心安全ということになろうかと思っておりますが、そういった安心安全、ないしは平和というものが確保されてこそ、はじめて我々の目指す村民の皆様方の豊かな生活の確保ができるということでありませう。それが確保されて、改めて言いますと、いろんな政策、事業というのが村民のほうへ向いたものになってくる。効果がより、大きく発揮されるものだと思っております。しかしながら残念なことに、やはり自然災害とか、甚大な自然災害とか犯罪等によって、この平和ないしは安心安全というものが脅かされてくる悲しい時代になってきたかなと思っております。自然災害につきましては、これは現実的には危機管理の問題と災害対応能力の問題というのがありますけれども、これはまた別の場面でありまして、今回は犯罪ということに関して絞っての村民の方の意見であります。犯罪の中でも、特に最近は詐欺というような犯罪がありますけれども、生活の平穩を害する、安心安全を害するという最たるもの、現実的な最たるものは、やはり強盗事件が頻発している。ただ、犯罪白書などによると、強盗事件というのは平成15年ぐらいをピークにして、現実には減ってるわけなんです。減っておりますけれども、ここ二、三年前ぐらいから増え始めていると。なおかつ、その行為の態様というのが暴行脅迫等でありまして、今までは、簡単に言いますと強盗というのは、ぶん殴って金品を取るという形でありましたけど、ぶん殴ってという言葉、ここであえて言いますけど、素手でぶん殴る。ところが最近は闇バイト等もマスコミで報道されていますように、窓を打ち破って、深夜に窓を打ち破って、ハンマーで頭殴って金品を奪っていくという、非常に過激な暴行の行為態様というのが、非常に大きくなって、どんなに強靱な男性の方でも抵抗不可能、抗拒不能という状態の犯罪になってきております。それが首都圏だけではなくて、模倣犯的なものも含めて全国に広がりつつある中で、この相良村においても、それを危惧しなければいけないような状況が生じている。昔から村外、地域外の車両、人が入ってきてウロウロしてるという事件がありましたけれども、最近は、家に忍び込んで窓を打ち破ろうとしたような事案が、実際ある地区で起きて

るわけでありまして、警察も出動したという経緯があります。役場が把握してるかどうか知りませんが。そういったところで、防犯カメラということをご提示させてもらったわけでありましたが、私は10年ぐらい前までは、大ざっぱに言うと防犯カメラについては消極的な姿勢でありました。というのは、防犯カメラというのが一定の犯罪予防効果、抑止効果、抑止効果というのは一般予防効果という刑法で言われる効力ではありますが、一般予防効果があるとしつつも、防犯カメラはプライバシーの侵害になりかねない。捜査機関によっては、これは捜査には資するものでありますが、権力機関というのが防犯カメラを使った場合に捜査には有用であります、個人のプライバシーを侵害するような使い方も現実起きているということで、その個人の生活と犯罪抑止とのバランスを考えた場合に、私は防犯カメラに消極的でありましたが、これはバランスの問題でありますので、最近では、やはり犯罪の抑止効果、一般予防効果というのに重きを置くべき時代に突入したかなということで、防犯カメラの設置を、住民の要望のお考え、気持ち、状況も含めて、これは、防犯カメラの設置というの、これは今後、弾力的に考えていくべきではないかなと思うようになりました。そこで、前置きがちょっと長くなりましたけども、相良村において設置権者がどこにあるかは別としても、相良村内においての、施設関係でもよろしいです、防犯カメラの設置状況を総務課長にお尋ねしますとともに、村長には防犯カメラの設置についてのお考え、率直に申しますと、防犯カメラを村が設置できるような環境の所に防犯カメラの設置を、住民の要望、住民との話し合いの中で設置してはどうかということの村民の考え、声を伝えていくわけでありまして、村長のお考えをお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊一君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。村内で、例えば、法人とか個人の方が設置されてるケースはちょっと把握しておりませんが、相良村独自で設置している箇所については、庁舎の入口の4か所に設置してございます。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。今、4番議員のご質問の中で、防犯カメラについては、相良村の振興策190項目の中に防犯カメラの設置を掲げておまして、村民の皆様方の安心安全で豊かな暮らしの確保のために、設置に向けて進めるということであっておりますので、それに向けて検討していくと。ただ、今、4番議員が言われましたとおり、防犯カメラに関する運用指針というか、県のほうで示しておりますが、それによりますと、今、もう何遍も言いますが、4番議員が言われましたとおり、もうプライバシー、プライバシー、全部書いてあります。よって、一番、村で設置する場合は、設置の責務として運用基準を定めなさいと。そして運用責任者は誰

かと。置きなさいと。それと、見やすいところに設置する、設置しますよということ
を明示しなさいと。それと保存期間、録画した保存期間はできるだけ短くして、あと
は消去しなさいと。それと録画した画像、部屋とといいますか、録画ビデオといいま
すか、それについては施錠して、管理者が管理するということで、非常に、これを守
った形の基準を定めなさいということになっておりますので、設置する場合これに向
けてやっていきたいと思っております。以上でございます。

{4 番議員、挙手。}

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。まず総務課長が言われましたように、庁舎内にある
のは私も知っているわけでありますが、実際は、国道、県道沿いにも交通関係の防犯
カメラ、防犯とは言えないですけど、本当入ってるわけ。それは現実的な防犯捜査に
も資する形で運用されている。はっきり警察は言いませんけども、そういうカメラ
もあります。村長がおっしゃいましたように、問題なのは、結局地域住民との話の中
で、もちろん村としての、やはり設置基準をきっちりやっていかないとけない。防
犯カメラというのは隠しカメラではありませんので、一般予防効果を高めるためには、
ここにカメラがあるんですよと、多少認知できるような形で持っていけないと、むし
ろ効果がないわけで、あとは運用の仕方は、全部上書き上書きして、一定の時間で消
去できるような方法もありますので、いずれにしましても 190 項目の中に入っている
ということでもありますけども、あくまでもそれはメニューであって、そのメニューを
具体的に予算化、事業化するのとは別の次元でありますので。村長、これは先ほど申
しましたように、住民の、地元の声、後で、後程どこの地区かということは、そちらの
ことは、申し上げてよろしいですけども、地区の方とお話された上で、できましたら
というか、予算、来年度予算にこれを反映させていただければと思っておりますが、
村長いかがでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 来年度予算については、まだ予算査定もしておりませんし、上が
っておりませんが、検討の課題ではあるということで、また、住民の方にどういうふ
うに説明するかということですので、区長会が近々あれば、その中でもお示しして、
当然、議員の方にも、この箇所にしたがうかどうかというお伺いはしたいと思
っております。今のところ、そういう形で、うちがここにしますよじゃなくて、住民
の方に聞いて、もう何十か所もすれば、どこの国かで住民を監視するようところが
あるという話を聞いておりますので、そういうことはできませんので、最低限、住民
の防犯の要望のためにどうできるか、今後検討をさせていただければと思います。以
上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。もう本当、村長が言われましたように、犯罪予防、犯罪の抑止効果と同時に、全く真逆的な考え方で、プライバシーの侵害につながりかねないというジレンマが一般論としてあるし、その地域住民の中でも当然あります。プライバシーを優先的に考える方もいらっしゃるし、それよりも、もうこういった時代だから防犯の方にバランスを、重きを持ってくる方もいらっしゃいますので、区長会等で提案されて、どういった区長さんの会議の意見が出るか分かりませんが、まず議論していただいて、そして18行政区一律でやる必要はありませんので。柳瀬地区だったりとか国道沿いとか。全国的によく言われるのは、インターに近いところというのは、言葉悪いですけど、よその方が入って来やすいという、よその方がわざわざ高速使って犯罪をしに来るという状況もありますので、柳瀬地区、深水地区というのはそういう地区ではないかと思っておりますので、十分検討していただければ。前向きにですね。決してこれは住民の方に押し付ける話じゃないですから。住民の意見を尊重しながら進めてもらえればなと考えております。それから通告の2番目ですけど、防災ラジオ告知放送についてということで通告しておりますが、これは非常にシンプルな話でありまして、村長もお分かりになってると思いますけども、今のこの放送の形態が、あれはA Iですかね。文字を音声に変換してる形ですかね。前は職員の方がアナログ的に録音してされてたと思うんですが、村民の方によっては、特に高齢者の方は、非常に単調で聞きにくいという方が多数いらっしゃいます。中にはA Iでなくて、いつも女の子がなんもかんもしゃべって、誰など。職員なって聞かれることもやはりありまして、今の状態がおそらくデジタル化社会の中で、職員の負担も少ないのではないかと思います。もともとこの放送というのは防災と言いながらも、役場、行政が、やはり村民のために、豊かな村づくりをするためにいろんな、村民の方に対しての情報を伝える、速報性のある場面だと思うんです。ですから、周知するためには、周知していただくためには、ちゃんと聞いて、関心を持って聞いていただければいけないわけですが、どうも関心が減ってきているような感じがいたします。これも住民の声です。ですから、やはりデジタルというのは今の社会では避けては通れない世界であります。職員の負担も、もしかすると出てくるかもしれませんが、アナログとデジタルも、何事もバランスでありますので、これはちょっと大きな検討課題になると思います。元に戻すのは大変だと思いますけども、やはり村民の方に対していろんな情報を伝えるツールとして考えた場合には、やはり本当のところ、言葉悪いですけど楽な方法ではなくて、面倒でも村民の方に伝えていただく手段というのを、もうちょっと熟慮されたらいいのかなということでの、繰り返し言いますが、村民の声が結構ありますので。2人、3人、10人ぐらいでは、私も村民の声として上げてきませんので、村民の方の声がありますので、これをどうか改善できないかということでもあります。どうかこれ、前向きに検討していただければと思っております。村長は村長の、役場の立場があると思っておりますけど、村長、どうでしょうか。前向きに

検討していただければと思います。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 一番、4番議員、お詳しいと思いますが、電子でしゃべるから聞きにくいというお話ですけども、導入当初はそういう話もありましたが、近頃はもうそういう話が出てきておりません。それと、導入する前、職員が話しておりましたが、職員の中にも、上手といえれば上手、声の質からもまた違うもんですから、後から、あれが言ったのはよく分からないとか、これは上手とか、その当時いろいろございました。よって、今度は機械になりまして、単調になって、なかなか聞かない人がいるということになれば、単調といいますか、機械の中で聞くような話。まず、言葉をしゃべる時、まずその要件を先に言って、日にちを後に言うとか、そういう工夫はできるとは思います。今更、この機械を元に、元といいますか、違う方向にやるというのは、なかなかできないということで業者のほうにも確認をしておりますし、これで、今回は無線ですので、ラジオ持っていければ村外でも聴かれるということで、非常に便利になっておりますが、今のところ、この体制でやっていきたいと思っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。村長が言われることもよく分かるんです。なかなか、これだけ導入した状況の中で、元に戻すというのは、これは負担掛かってくると思います。いろんな面で、職員としても。でも、やはり我々議員も含めて、やはり役場というのは、政治というのは、行政というのは、どこにあるかと考えた場合には、できないということはないと。それは、しないだけだと思ってます。やはり、よかれと思ってやったことでも、うまくいかないこともあるし、自分達はうまくいくと思ってても、村民からすれば、また評価が違う場合もある。もちろんその、村民の方、いろんな評価があるのは、それは当たり前です。それでありまして、やはりこの小規模な自治体というのは、もうちょっと役場と住民の方というのが近く、隔地者間、離れてるような隔地、離れてるような隔地者間的な関係ではなくて、対話者的な関係。対話者、目の前にいる、距離が近い対話者的な関係になるほうが、最終的には行政執行はスムーズにいく。村政への理解が深まると思っております。AIがしゃべるよりも、それは確かに職員によって声の大きい小さい、上手とか、そうでないというのがあるのは世の中現実ですが、やはり生の声、生といいますか、生の声のほうが、アナログ的のほうが、どここの誰ちゃんが担当して何か言うとかと、多く関心を持つと思うんです。だからこれは、私も厳しい住民の声かなと思いますけど、やはり絶えず、一旦やったからもう元に戻せないんじゃないかと、絶えず、やはりフィードバックするような部分を、やはり行政というのは持っていくべきかなと思って、私も、

じゃあ村民の声として伝えますということでもあります。どうかそのところをもう一度検討していただきたいと思っております。この2番目はこれでよろしいです。次、災害時避難路整備についてということではありますが、これもそんな難しい話ではないんです。ちなみに災害時ということでもありますけども、11月の初め頃、私と2番議員、坂田議員と一緒に能登に1週間ほど行ってまいりました。本当に、私は都合4回目でしたけど、別に偉そうに言っているわけじゃなくて、やはり議員として時間は作れるはずだから、現場を見たい。それと実際、熊本地震で能登の方にもお世話になったわけです。人吉球磨の災害でも。令和2年の災害でも。その恩返しも含めて、やはり現場を見てみたいということで行ったわけではありますが、一言の感想で言ったら、能登は非常に厳しい。根本的にマンパワーが足りない。国の力の入れ方が足りないというふうに感じて、もうこの12月に入って、寒い中ですね、まだ仮設住宅に入っている人はいいですが、まだ体育館等の避難所で段ボールベッドに入って、支給された弁当を食べてる。トイレもままならないという人がいる中で、一体、県や国は何をしてるんだろうという感じがしたところでもあります。もうちょっと国力を挙げて、これはもう救済に当たらないと、お叱りを受けるかもしれませんが、ガス代の補助とかで4,000円か幾らかもらえるのは嬉しいですけど、そんなのやめて、能登のために、同じ仲間の国民である能登のために、国家予算を能登につぎ込むぞということで頭を下げるぐらいの政治家が、何人かいるんでしょうけど、いないのが残念だなという気がしたところでもあります。そこで、令和2年の豪雨災害、この人吉球磨の地域を考えた場合に、残念だったのは、災害が起きて、発災してたった3日目で当時の知事がダムに言及された。そして、詳細覚えてませんが、5か月か6か月で、やはりダムが必要だということで、ダム反対からダム賛成に転じられた。まだ復旧もままならない中でそんなことを言う。被災者の気持ちが分かっているのかなという感じがしたところでもあります。それで、本当、県も含めて相良村というのが、本当どれだけの危機管理を持って、災害対応能力があったかと考えた場合には、この地域においても悲しいものがあるんです。正直言って。前も申し上げましたけども、令和2年の豪雨災害で熊本からバスが出ましたけど、大概、私の関係で相良村にボランティアに行っていましたけど、大体1週間ぐらいで人吉と球磨村に逃げた方いらっしゃいます。その原因というのは、もうこれ以上言わなくても想像に難くないと思いますが。遠くは岐阜県から来た人が相良村に、ご存じでしょうけど、何十トントラック、ダンプトラックかな、水を災害支援で持ってきたのに、高速道路の無料というのは社協が出すわけではありますが、社協が対応できなくて、私が入吉の社協に紹介して高速道路の無料を面倒見てやったこと等もあります。そういったことで考えると、本当に災害に対しての対応が十分だったかと考えると、なんかちょっとハートがないような気です。ダムを造るために、ダムの話ではないですけども、このタイミングでダムに一気に転じていこうというような、何か政治家の方の、私も末端政治家ですけど、嫌らしさを

感じたところであります。そこで、何でもかんでもこの話ですけど、災害に乗じて、それはもういろんなインフラ整備も、復旧というか整備するのは、それはそれで必要だと思いますが、よく言います人口減少社会の中で、もうちょっとこの土木事業、土木工事ありきじゃなくて、もうちょっと災害が起きた場合の対応として何が必要なかと考えると、道路とか、何かそんなことに走りがち。ダムとか。そうじゃなくて、この相良村において、課題である住民の声からとありますけど、災害時避難路にしても、俺たちは別に道造ってくれと言ってないし、別にそこまでしなくてもいいという意見も結構あるんです。そういう事業が多すぎる。村長はすぐ地元住民の要望と言われますけど、役場が後見的に住民のために、要望がなくてもすることも、それはあり得ると思いますが、十分な避難シミュレーションがしっかりできた上での計画なのかと考えると、いろんな、議会で議論してる中で、十分な避難シミュレーションができるとは言いがたい答弁が多いと思っております。そこで、話がまた長くなりましたけども、川辺地区、柳瀬地区とかありますけども、もうちょっと住民に目を向けた事業を考えた場合には、この避難路は、そこまで家の立ち退きとかまでしなくても、程々の改良でいいんじゃないか。それよりももうちょっと、令和2年の豪雨災害の時には非常に村からの情報が遅かった。遅過ぎた。地域的に。そういったソフト的なことが、やはり一番じゃないか。早く逃げればいいわけですから。もうこれ基本中の基本ですから。ですから、私が申し上げたいのは、中止とまでは言わないけども、計画の縮小、避難路を今からでも考えていただけないか。もちろん補助金でしょうけども、やはり予算の問題だけでなく、やはり土木工事的な事業が令和2年以降、村長になって多すぎて、職員の過大な負担があると思うんです。職員の負担軽減。職員のマンパワ的なエネルギーを別のほうに振り向けるという意味でも、もうちょっと縮小をお願いできないかということでもあります。それから、これと関連して言いますが、上原の一時避難所、避難地ですね、これは今からでも中止したほうが良いということ、ここで関連して、避難路に関連して避難地の話をしたいと思っております。村長のお考えをお聞かせくださればと思っております。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 私が、今、4番議員から話されたのに、どれを言っているのかちょっと分かりませんが、まずは、この避難路については、令和3年6月20日に避難訓練をしました。体育館にみんな集まっていた。その折に地図を広げて、どうですか、ここ協議してもらえませんかということで、協議して、その中で新村地区については新村公民館や柳瀬構造改善センターが浸水するため、上原の台地に安全な避難場所を設置したほうがよい。もう1つは、高台まで上がる道路が狭くて急勾配で、旧道は狭くて離合が難しいところがある。整備が必要と。これは新村。十島も同じく安全な避難所として、高台の蔵城、上原に備蓄倉庫付きの避難所を整備するとともに、

ゴルフ場と協定を結ぶなど、避難所として使用できるようにしたらよいのではないかと。それと、高台まで上がる道が急勾配で狭く車1台しか通れないので、拡張の整備が必要だというのが、こういうのも踏まえまして、避難路、避難地の整備を行ったわけです。それと能登に4回ぐらい行かれたという話で、本当に、あの地方の人、地震があって、その後、水害で大変だったろうとっております。本当にお悔やみを申し上げます。その中で、国のほうに、国のほうからのいろんな危機管理の話を聞きますと、いろんな解体ですね、災害の宅地といいますか。そのものの解体は、熊本の令和2年の災害の時には県がやったわけです。熊本県の場合、県が。それで、国のほうが石川県のほうに、県がやって欲しいという話をしたところ、県はしないという話があったそうです。それが一つ。これはどういう理由か分かりませんがですね。それと、私も非難所をテレビで、私はすみません、行ってないもんですから4番議員のように詳しくないんですが、テレビ等、放送等で聞きますと、何々市が避難所を開設した。40か所。はあと私は思いました。これに40か所は、もう職員は全然派遣できないです。自分たちでしないとですね。だから、後は縮小されたと思いますが、うちもここは一時避難所であって、正式な避難所は総合体育館と林業センターということで、やはり職員が、早期の対応は職員、後から地元の人にもいろんな、今度もトイレとか、掃除をしていただきましたので助かりましたが、そういうことで、皆さんがやるという話です。それと、相良村長になってから土木工事が増えたということで言われますが、今までできなかった部分もやっておりますので、そういうふうに見えたかと思っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 私が能登の話をしたからですが、新聞とかテレビの報道というのは、間違いはないと思うんですが、一部を全体像みたいにして捉えてしまう報道されるから、視聴者が。それ悪いと思いませんが、やはり行ってみてよかったなど。やはり百聞は一見に如かずと言いますが、まさにそういう感じがしたところで、もう百聞は一見に如かずと言ったついでに言うならば、百見は一考に如かずとかと、ずんずん話が続いていくのはご存じだと思いますが、いずれにしましても、本当に災害というのは、いつどこで、どういう形でやってくるか分かりませんので、想定外のことが起き得るんですが、やはり災害対応能力のある自治体として、ソフト、ハード両方あると思うんですが、ハードのほうに偏りすぎているかなということでもあります。もうちょっとソフト面に力を入れてほしい。意識してほしい。これは我々も含めて、やはり相良を引っ張るリーダーでありますんで、もちろん職員もです。ある意味で職員が一番大事。やはり考えていかなきゃいけないことかなと思っております。どうも日本国というのは土木事業ありきということで動きすぎるわけであります。日本ほど災害リスクの高い国はないわけでありますんで。現実に、令和2年、相良村、人吉球磨に起

きたわけでありますので、その点を、やはりこれも村民の、地域の皆さん方の安心安全として、これはもう、ある意味では村民の中で一番情報が入るのは村長でありますんで、どうか村民の安心安全のために、できないじゃなくて、しないというわけではないでしょうけども、やはり先ほど言いましたように、絶えず物事というのはフィードバックして、これが必要な事業なのかどうなのか、補助金があるからするということがなくて、補助金なくてもしなきゃいけないことはしなきゃいけない。補助金ありきでは、もう今後の地方自治体はもうやっていけない時代になってきましたんで、そういうことで村長にも再考をお願いしたいということであります。中止とは言っておりませんから。縮小ないし見直しというかな、を考えてほしいということであります。他にマンパワー、財源を回すべきじゃないかなと思っているところであります。それで4番目ですけども、人財育成についてということであります。人材の材は、もちろん皆さん方がお分かりだと思いますが、人材といった場合に、材という字、2番目の、漢字の2番目では、2番目の漢字は4つあると言われているんですね。話のついでで申し上げますけど。人材の材が在るといふ人。存在の在。人在、ただいるだけの人が人在。あるいは何も役立たない、罪でしかない人。罪という意味での人罪。そして、一般的に材料、素材の材である人材。私はあえて、ここで財産の財、人としての財産、物的財産ではなくて人的財産として、人財育成についてということ、これも村民の声として上げてるんですが、私自身、この人財育成というのは非常にもう常々、現職時代も今も、これが村づくりのキーワードだと思っております。この人財を作り上げることこそ村民の幸せにつながるし、また、将来の相良村づくりの手段にもなってくる。人材にどれだけ力を入れるかということだと思っております。ですから、総合戦略の第三期もよく勉強しといてくれということで企画商工課長から言われて、まだ勉強しなきゃいけないところがいっぱいあるんですが、キーワードとして予算と事業の選択と集中というのがありましたけど、計画書自体は、これはもうはっきり言って総花的で、他の市町村のも見せてもらいましたけど、大体どこも同じようなものを作っている状態。これ致し方ない。その中で、まさに選択と集中をどうするかと考えた場合に、まさに先ほどから何度も言ってるように、災害の避難路整備についてもそうですけども、やはり選択と集中と考えると、やはり土木事業のほうに偏りつつあるんじゃないかと。災害復旧による土木事業というのは、これは致し方ないんですけども、もう人口が確実に、これはもう減っていく。どんなに力を入れたって人口減少は避けられない。緩やかにすると言ったって、これはクールに考えると知れたもんです。人口減少を緩やかにするというのは。選択と集中というのは、これから本当に行政で大事だと思うわけでありますが、その中で村長には、人材育成というのに力を入れてもらいたい。これこそが村長の、いずれは辞められる村長の村づくりの財産、よき遺産になってくると思うんです。それで、今までこの4年間考えた場合に、十分に人材育成ができてたかということ、これはできていなかったと思う。それ

を災害のせいにするんじゃないで、むしろ災害があるからこそ人材育成に力を入れて、例えば職員数も増やしていかなくやいけなかったのかなということ、議会でも私は言いました。それで、これも村民の声を受けて、なおかつ、さらに私自身の考えも含めてなんですけども、村民、まずは村民ですね。子供に対しての人材育成といったならば、高齢者はいいいのかとすぐ言われますが、高齢者の方も人材育成というか大事ですけど、高齢者になるとこれはもう場面的には、現実、福祉になってくると思いますので、福祉は福祉の場面であります。子供をいかに育てるか。人材育成するか。これはもうまさに教育でありますので、自治体によっては自治体が運営する、学校の教職の先生からすると議論はあると思うんですが、現実的に相良村の子供でも塾に行ってるわけですね。塾の負担がある。だから、村営の塾を事実上運営してるところもありますが、それもですけど、あれもこれもじゃなくて、これはもうグローバル、もっと違った視点で言うとローカル。グローバルとローカルの造語であるローカルの時代であると思いますし、地に足をつけながら、いかに子供が世界に向かっての視点を持っていくかということ考えた場合には、英語教育というのは、これは避けては通れないと思うんです。そんなこと言ったら必ず親によっては、うちの子供が、そんな英語に関わるような仕事に就くわけないと言われますが、現実的にはやはり、これは英語の勉強をしてたが勝ち。ですから今後、子供、村民の中でもやはり子供たちの教育に力を入れてもらいたいというのが、これまず1点です。それとあとは、これも常々言うておりますけど、後でちょっと総務課長に聞きますけども、やはり現実的には、議員も村長も何期か何年かでないなくなるわけであって、私が現職時代に常々言うてたのは、何歳で職員になるかは別としても、職員として定年退職するまでに、村長が、少なくとも3人か4人代わるわけだから、村づくりの一番の力、スタッフというのやはり職員だからということで、職員にやはり本当に人材力を高めてもらわなくやいけないという意味で、この4年間の職員がちょっと、私は少ないのかなと。もうちょっと増やしていいということはずっと言うてきたわけでありまして。人材育成と関係することで、職員数を、村長、ちょっと増員してもらえないか。これは別に職員を甘やかすことじゃないです。そして、多少ゆとりを持たせて、職員を絶えず、5パーセントぐらいと言われてる、5パーセントぐらいの職員、相良村でやったら、もう大体3名ぐらいは絶えず研修に出て勉強してるという、そして、その勉強した職員が役場に戻ってきた時に、職務研修で二、三日とか1週間の話じゃないです。半年とか1年とか、職員によっては嫌われてると思いますけど、離れたくないってことで、この地元からですね。職員の研修は、もうちょっと職員数を増やして、職員のゆとりを持たせて、職員が本当にゆとりを持っていい仕事ができる環境づくりは、これはもう村長しかできませんので、職員数を増やして、そして、職員の研修を、これはもう今後、村長の2期目にはどんどんやっていただきたい。それが相良村民のために強力な、やはり人材として育つものと思っております。他にも議員自身のこととかあるんです

けど、これはもう議会の問題でありますんで、ここであえて申しませんが。今の状況はあまりにも人材育成のほうには力を入れているとは思えない。ちょっとハードというか土木事業に偏っている気がいたしますので、もうちょっとソフトというか人材育成、村民が真に豊かになるために、時代の流れの中で、ハードが、必要なハード整備、インフラ整備することこそ住民の幸せになる時代はもう過ぎてるわけですので、時代の変化をしっかりと捉えて、住民のための豊かさを、その中でも、人材育成に力を入れてほしい。そのための予算を、これから予算編成されるわけでしょうから、村長だけでなく各課長にもお願いした上で、いろんな、国の補助金とか使えるのがありますので、ご存じのとおり。人材育成のための予算を組んで欲しいということであります。ぜひ、組んでください。村長。これが私の人材育成についてという、これは一般質問でもあります、この場での、村民の声を受けた要望であります。村長どうでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) お答えします。4番議員がいろいろ言われまして、私も箇条書きでポイントだけメモしましたが、全部網羅するかどうか分かりませんが、まず、子供の育成、英語教育等も含めて、塾がないので村立でするところもあるという話で、貴重な話ですので、それについても、英語に限らず、都会から比べたら塾等がないということがありますので、これはもう学校教育のほうでしっかりやっていただいて、それで足りない部分が村のほうでどうできるか。これも本当に、英語教育も含めて検討をしたいと思っております。それと職員の研修、先ほど能登の話が出ましたが、能登半島に災害派遣で、うちから2名出しておりますが、職員の研修については、令和2年の災害から、言い訳でございませぬが、災害の時にも職員が頑張ってもらって、県からお褒めの言葉をいただきました。これはおべっかでも何でもなくてですね。それによりまして、公費の解体、あるいは仮設住宅、復興住宅もどこよりも早くできました。それと、瓦礫置場等も早く準備することができました。これはもう職員の頑張り、私がやったわけじゃございませぬが、これをどういうふうに使うかと。使うかといえますか、働いてもらうかというのが長の仕事であってですね。長が選挙で選ばれた折は、1人でできるんだったら職員は要りませぬが、それを職員にいかにも働いてもらうかが基本と思っております。それと、職員数を増やしてくださいという話ですが、それは少ないよりも多いほうがいいんですが、元は人口100人に対して1人という、昔はそういう話でした。今、人口4,000人ですので、40人でできるんじゃないかという話になりますが、それでも40人では到底できません。それと、コンピューターが入れば職員も楽になるからいいんじゃないかとそういう話もありましたが、これも国、県から直接、いろんなアンケートとか報告文書が直接来るようになりましたから元より増えました。よって、今、職員も64名ですけども、それは少ないよりも多いほうがいいんですが、この職員に対する地方交付税はこないわけですよ。1人当た

り幾らとくれば、私どももどんどん増えていきますが、この1人を雇うと、一生のうち何億か掛かるという話も聞きますが、やはり少数精鋭でやっていきたい。そのためには、先ほど4番議員も言いましたが、私どもも代わっていきます。よって、私は新採の職員から、これはしつけないと大変だと。もう最後までそのパターンでいれば困るということで、係長、課長とか、そういうふうで、部下の面倒をちゃんと見て、俗に言うルー尔的にやってくれるところに新採を異動して、それで慣れた時に違うところにやるという方法を取らないと、これは1回失敗すると大変だなということで思っております。それと、今まで初任者研修で、人吉球磨で、自衛隊に派遣されておりました。私は、コロナの時は研修がなかったんですが、その後、私、町村会で、これはもう自衛隊にやるよりも、県のほうで指導していただきたいということで、今、阿蘇のほうの青年の家で研修する方向に変わりました。そういうことで、やはりよそに1年間やればいいんじゃないかということですが、まずは役場の仕事を覚えて、それでやっていくと。特に、よその町村も、優れた課とか、そういういろんなところを取り入れる部署もありますので、よその町村に聞いたり、こういう、自分のプライドばかりじゃなくて、やはりよそに、町村に聞いて、先進地に。それで村に取り入れると。そういう職員を増やしていかないと、よそにどんどん研修すれば、それがいいんじゃないかということじゃないと思います。それはそれで、研修にはなりますが、やはり、この役場の仕事を、村民のためにやる仕事を身につけるためにどのようにしたほうがいいかと。少数精鋭もありますが、やはり基本となる新採から、ずっと基本的にやっていくと。それと、優れた先進地の町村に電話でも、出向いてでも、研修してでも取り入れる、そういう職員を育てていきたいと思っております。それと人材費の後で予算とかありましたが、これも先ほど言いましたとおり、今後、検討していかなければならないと思っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、先ほど、私の話の中でも言いましたように、研修というのは、別に職務研修、自衛隊の話とか、自衛隊研修に数日間行くとか、1週間とかではなくて、やはり今、国で言ったならば、国は、外務省は外務省、人事院は人事院とかの別枠の採用ですけども、それでも、各省庁に、国交省とか総務省に採用されたならば、もう同じ省で定年するというのが今までだったわけですね。相良村役場であったならば、ずっと総務課にいるという。ところが国も今、省庁間交流とか、国家公務員ですので、キャリアならば海外との交流も含めて、やはり人材育成こそが大事ということで、国はものすごく力を入れてる。県は知りません。ここでは置いといて。でも、国や県の、今の、ほとんど住民のほうを向いてると言えないような政治状況の中で、一番しっかりしなきゃいけないのは、やはり基礎自治体である相良村です。それで、相良村の人材育成、これは、国が言うから県が言うからじゃなくて、その時の、

やはり我々も含めた政治家が実現することだと思っております。ですから、やはり長期の研修です。もう中途半端な研修じゃなくて。私の時も、現職の時に、県に行った職員がいる。自治大学校に行った職員もいる。それなりに、私は、成長してきたかなと。その成長したのを他の職員にも波及させていってる。ですから、やはり人吉球磨の他の自治体ではなくて、全く離れた所の職員とやはり長期に渡って、付き合いも個人的な付き合いをする。そして、仕事もやはり県の職員としてやる。将来は、私の場合、間に合わなかったんですけど、国への職員の派遣とか民間企業への派遣とか、ちゃんとした大手の民間企業、そういうことも考えて、実行する前にでしたけども、そういうことを今の村長ならば議会が賛成しますんで、これだけ思い切ってやれる村長はいないわけでありますので、人材育成、人材、素材としての人材が整っているわけですから、職員は。現在の職員は。その人材を、財産としての人材へ引き上げてもらいたい。そして、新人を採用すると、やはり一定の教育期間、負担はありますが、長い目で見ると、やはり定数管理含めて、やはり本当に私は、さしずめ、今 64 人と言われましたけど、正規で。もちろん会計年度任用職員の方も非常に頑張っておられますけども、正規職員で 64 名であるならば、本当 5 名ぐらいは増やしていいのかなと。そして、昔の、パソコンが入る前の話されましたけども、仕事のメニューはめちゃくちゃ増えてるし、性質も変わってきてるし、絶えず、保健福祉課とかだったならば法改正がしょっちゅうある。法律の理解をするだけでも大変。そういうことも含めて、これやはり村長、やはり人材育成のため、ここで職員の話が出ましたけど、職員数を増やしていただいて、そして、ゆとりを持たせた上で、県や国や民間等に今後やっていく道筋を、今、作って、人材というのは 5 年 10 年掛かりますので。土木工事は造ればそれですすぐ終わります。ですから、やはり人材育成こそ地域づくりだと私は思っておりますので、総合戦略、第三期にもありますように、人材育成というのが入ったと思います。英語教育も。英語がなぜ大事かというのは、ここではこれ以上言いませんけども、一言で言うと、英語 1 科目得意になるならば、他の科目も必ず 1 つ、2 つ引っ張っていく。でも英語が得意になるためには、英語使わなくて英語の勉強しても面白くない。ALT が来てますけど、それじゃまだ足りない。実際、海外に子供を連れ出していく時代なんですよ。たまに、海外に連れ出すと言ったら、何か、今のウクライナかイスラエルみたいな感じで危ない危ないということを言われる方もいらっしゃるんですけど、そのこと自体がもう完全に時代的に遅れてる、グローバルじゃないと思っております。子供たちの人材育成、職員の人材育成を、今後、村長、本当に力を入れて、もう吉松村長が本当にすごいことやった。人材育成、あのおかげで今の村の豊かさがあるんだ。人口は 2,000 人台、3,000 人切ったけども、これだけの村になってきたという財産は、通る人が少なくなるような道路建設ではなくて、まさに人に目を向けた政治をやって欲しいと思っております。村長、もう 1 回、予算を可能な限り、来年度考えて欲しいと思っておりますのでお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 4番議員の人材育成に対する熱意は大変分かりました。財政とか、あるいはいろんなことを考えていかなければなりません、人材育成する目的については同感でございますが、その手段については個々の考えがあるし、職員も1年間行って、ある昔の消防署で、優秀な職員を1年間、東京消防庁にやられました。そうしたところ、ちょっといろんな心の病気といえますか、それで悩んで、とうとう勤められなくなった人もおられます。これは極端な場合ですが。よって、相良村役場で村民のために頑張るといって勤めてくれた職員が長期に行くのはどうかと、私は思いますが、人材育成については同感ですので、いろんな検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。最後です。いいですか。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。予算のこと言われましたけど、人材育成ほど費用対効果がいいものはないんです。土木工事を私は否定するわけじゃないですけど、ユンボでガサッとやったら1,000万円になりますけども、1,000万円を人材育成に使ったら、相当の将来的な効果が上がります。人材育成ほど最小の投資で最大の効果を将来上げれる事業、政策はないわけですので。それからさっき、東京消防庁のこと言われましたけど、それは、やはりそここのところの選択が、判断が誤ってただけで、やはり人を見て、職員を見て、やはり適宜、適材適所に派遣先を決めればいいわけであって、村長も人材育成自体を否定するものではないでしょうから、重ね重ね言いますが、お願いしますけども、人材育成のために思い切った、土木工事の1つや2つ、道路工事の1つぐらいは、村民にすまんねと言っても構わないです。それで批判される覚悟ができてたら議会は応援しますから。それで人材育成のほうに力を入れていただきたい。職員こそが、本当に村づくりの基本ですので、村長、どうかよろしく願いいたします。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。



休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分



○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き一般質問を再開します。次に、1番、川邊一徳議員。

{「はい、議長。」と、1番議員。}

○1番(川邊一徳君) 1番、川邊です。それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。1点目。村道西原線の中学校周辺の垣根について質問いたします。村道西原線の中学校周辺の垣根の場所なんですけれども、茶湯里から総合グラウンド横に出る

道の、茶湯里側から下りまして約 200 メーターほど、S 字カーブ付近までの、中学校に隣接している垣根のところにありますが、現在、どのような管理をされているのかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。ご質問の箇所に植栽してある垣根につきましては、もともと樹種的にはアカメが植栽されておりました。現在から 10 年ほど前の話になりますが、当時、植栽されていたアカメが、原因はいろいろ分かりませんが、枯れてしまいまして、当時、私が産業振興課に在籍していた時に、茶湯里、産業振興課の予算でありましたけれども、その予算で現在のマキに植替えた経緯がございます。現在、産業振興課もありませんが、道路通行にも支障、影響等はないものですから、現在のところ、植栽後の管理は、建設課のほうでは特にしておらないところでございます。以上、お答えいたします。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。この垣根なんですけれども、状態を見てみますと、どうにも管理された形跡がありますので、教育委員会のほうで、もし把握されておられれば、お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長、お答えします。この垣根につきましては、垣根を境にしまして学校内の敷地については学校で管理をしているところでございます。その際に、垣根部分も一部伸びすぎている場合は、剪定をしたりということをやっているということを知っております。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい、この垣根なんですけれども、今後、この近くにパイパスも通ることになりますし、維持管理の観点から、植木ではなくフェンス、これはいろんな種類がありますけれども、今すぐではなく、将来的に替えることができないか、村長にお尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) あそこの成り立ちといいますか、あそこの道は茶湯里が上にきておりますが、あれはもともとは、当初の計画は、相良村に温泉を造って欲しいということで、当時の高岡村長に住民の方が要望されて、温泉施設がないということで、当初は、総合体育館に学生とか合宿する場合も温泉とかが要ということで、体育館の近くに掘ろうということで、中学校の下に温源を探しましたところ、当時の村長が補

助事業を探していかれた時に、県から、都市との交流型の施設があるがどうだろうかということで、それをしましよということになりまして、それでは下の堤のところは狭いということで上の西原に移動されました。その時に、どうしても道が必要ということで工事用の道を造って、それが始まりです。よって、村が整備したんですが、近くの木、モミジにしろロウバイが植わっておりますが、あれは、観光協会のほうから、茶湯里に行く途中であるので、モミジでもロウバイでも見ていかれるような形で、人吉方面から来た場合ですね、植えよということで植えました。それと、アカメについては勢いが、茂るのが早いもんですから、あれに蜂が巣をかけたり、いろいろ道のほうに来たりで、これは大変ということで、今、建設課長も言いましたが、枯れたり、いろんなことで、その時切られて、予算的に茶湯里のほうでされたということですが、今の質問を全部網羅しますと、建設課がして教育委員会がして、後は茶湯里ということで、みんな私のほうに来る。茶湯里の社長も私ですので、全部私のほうに来るんですが、結果的には、今、1番議員が言われましたとおり、今度、バイパスができますので、その計画の中には、既存の道はそのままと。生態園に行くのも、バイパスから行くかどうかすると。それと、その先のほうも、グラウンド近くもそのままですと聞いておりますので、できた場合は、学校の西、西の入口ということで、そこから道を通したほうが、先生達あたりは便利がいいんじゃないかと思っております。ただ、生徒が後ろから来るということになれば、教育上いろいろあると思いますので、それは、学校と教育委員会と話されて、正規な、今来てるところを通学させると、正門からという話になるかもしれませんが、先生は今、杉林を歩いて裏のほうに駐車されておりますので、来賓も含めて、あそこを入口にしていきたいと。ただ、その場合、今、マキの木から車が見えますので、生徒の教育上、騒音も含めて、これはちょっと今の状態ではよくないから、防音壁といいますか、見えないようにしていかなければならないんじゃないかということなので、今、検討はしているところです。以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい。今は、どの業種においても人手が不足している状況です。これから先、人手不足を解消することは難しく、今後進んでいくと思いますので、将来、少しでも管理に手のかからないような対策をお願いし、2つ目の質問に入らせていただきます。2点目、自転車のヘルメット着用義務化についてお尋ねいたします。道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されました。これにより、熊本県教育委員会では、自転車で通学する県立学校の生徒について、2025年からヘルメットの着用を義務化するよう決定いたしました。人吉球磨郡の高校の通学時のヘルメットの着用の義務化への取組みとしては、来年、令和7年1月から始まるころもあれば、令和7年4月

から始まる場所もあります。そこで、現在、対象となる高校生が何名いらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。人吉球磨管内の高校に確認しましたところ、管内の高校に通う相良村出身の生徒は 80 人で、そのうち自転車通学をしている生徒は 48 人でした。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。次に、この着用義務化になることを踏まえまして、本村として何か対応を検討されるのか。郡内で見ますと、多良木町が 9 月の町議会で予算が可決されており、10 月から全町民を対象に、上限 2,000 円でヘルメット購入費用の一部補助事業を始めております。また、熊本市の例を挙げますと、高校生を対象に、1 人 2,000 円の購入費補助、購入費助成を 11 月 29 日開会の市議会定例会に関連予算の計上がされております。そこで、本村の考えを村長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) ヘルメット助成の件については、新入で高校に入学される、教育委員会、課長等と協議した時に、入学される人は、もうよかろうという話をしました。なぜならば、今回から、中学卒業生に 5 万円の卒業祝いといいますか、高校とか就職の準備金といいますか、それで交付しますので、助成しますので、よって、それでいいんじゃないかと考えておりましたが、現在の 2 年生、3 年生には、それは該当しませんので、それはどうしようかなと思っていたところ、係のほうで、総務課で調べたところ、多良木町が既に、今、1 番議員が言われましたようなことを実施しているということですので、うちも上限を 2,000 円としてですね。ただ、助成と、多良木町の場合、SG マークとか CE マーク、それと JCF マークですかね、そういうのを付けていて、自転車損害賠償補償保険等に加入している者ということになっておりますので、うちもこれを真似した形でやればと思いますが、ただ、申請制になります。今、子供のチャイルドシートも、申請して、それに補助しますので、ああいう形が取れば、来年度予算に計上させていただきたいとは考えておりますが、まだ、予算編成もしておりませんので、検討中ということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。この着用義務についてですけれども、着用することに抵抗があるのは、やはり今の高校 1 年生、2 年生だと思います。先ほど言われたように、

中学3年生については、継続して着用することになるので、先に申した1年生、2年生に比べれば抵抗は少ないと思います。本来ですと、ヘルメットは機能性で選ばなければならないのですが、どうしても高校生になると、やはり見た目もかっこよく、また、かわいいとなりますので、そうすると金額的に少し高くなります。補助について検討していただければ保護者は本当に助かると思いますので、よろしくお願ひし質問を終わります。



○議長(黒木正照君) 次に、9番、市岡智恵議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵君) 9番、市岡です。今回、3件ほどの通告書を提出しておりますので、それに基づきまして質問をさせていただきます。まず1点目。小中学校の不登校について。文部科学省の統計によりますと、2023年度に全国の小中学校で、年間30日以上欠席した不登校の児童生徒が34万人を超え、最多を更新し、22年度から4万7,000人あまり増え、増加は11年連続となっております。熊本県内においては5,848人を数え、やはり過去最多を更新している状況であります。少子化が急速に進む中、これほど多くの児童生徒が学校離れを起こしていることは深刻な事態ではないでしょうか。令和4年9月定例会の中において、村内の各小中学校の不登校の児童生徒についての質問では、中学校3名、南小学校2名、計5名との報告をいただき、北小学校は、不登校の児童はいないとの答弁をいただいております。現在、どのような状況なのか、教育課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。令和6年12月6日現在で、不登校の児童は、南小学校が3人、北小学校は0人、中学校が4人、合計7人です。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。令和4年9月の定例会では、南小、中学校で5名との答弁をいただいております。現在、南小で3名、中学校で4名ということで、2名ほど増えている状況ですが、不登校の理由は様々であります。その事案に合ったカウンセラーと連携し、不登校の解消に努めておられると思います。今後の取組み、対策として、どのような考えでおられますでしょうか。これは、教育長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育長。

○教育長(中村和弘君) おはようございます。教育長、お答えいたします。まず、不登校児童生徒についてですけれども、定義がございまして、文部科学省では、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、

あるいは登校したくてもできない状況にあるために、学年中に30日以上学校を欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものというふうに定義をされております。それに基づいて、本村では小中合わせて7名ということでございます。現在、不登校児童生徒につきましては、村が委託しておりますSSW、スクールソーシャルワーカーや関係機関職員と連携を図り、不登校児童生徒はもとより、保護者に寄り添いながら、支援の方法等について指導助言をいただくなど、少しでもよりよい方向に改善できるよう、専門的、組織的に対応しているところでございます。また、村内全ての学校で、愛のワン・ツー・スリー運動ということをやっております。それとプラスワンですけれども、具体的には、欠席1日目には電話連絡、欠席2日目には家庭訪問、欠席3日目以降は学校組織で対応するようにしておるところでございます。先ほどプラスワンと申し上げましたけれども、そのプラスワンということは、欠席10日までに、SSWやSC、スクールカウンセラー等の専門家を活用するようにいたしております。また、校内の支援体制といたしまして、各学校に校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、関係担任、養護教諭等が構成員となる不登校対策委員会が組織されております。適宜、委員会を開催し、不登校の児童生徒が、よりよい方向に向かうよう協議を重ね、対策を講じているところでもございます。また、児童生徒の、心の小さなSOSを逃さないために、各学校で心のアンケート、それと熊本県が実施しているアンケートを実施し、児童生徒理解の場を設け、気になる児童生徒についての状況を全職員で把握し、不登校の未然防止にも務めているところでございます。今後とも、必要に応じて専門家を交えた支援を行い、児童生徒が社会的自立の実現を目指すことができるような取組みを、さらに充実させていきたいと考えております。不登校児童生徒に対する支援の最終目標は、将来の社会的自立を目指すこととでございます。不登校の解決にあたっては、心の問題として捉えるのではなく、広く進路の問題として捉えることが大切であると考えております。今後、不登校の児童生徒が、一人一人の個性を生かし、社会へと参加しつつ、充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく。そのための活動への援助という視点で、現在の取組みをさらに充実させていきたいと考えているところでございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。教育長から詳しく、分かりやすく答弁をいただきましたけれども、一人一人に応じた支援につながるには、無気力や不安などに至る根本的な要因を把握することが重要であります。また、文部科学省の調査によりますと、学校現場からは、教員の職務が多忙で、不安や悩みを抱えた児童生徒と向き合う時間が取れないとの声もあります。児童生徒の対応に当たる人員や施設が不足している状況ではないでしょうか。児童生徒が安心して過ごせる学校づくりなど、足元を見つめ直す必要があると思います。保護者と学校、教育委員会と連携を密にし、問題解消に取り

組まれるようお願いいたします。2点目に入らせていただきます。マイナ保険証の移行について。令和6年12月2日より、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行となりましたが、9月現在、病院の窓口でマイナ保険証を使っている人は、7人中1人の13.8パーセントであり、大多数が紙の健康保険証を使っているにもかかわらず、新規発行停止をするというのは不安でもあります。現在、相良村において、マイナンバーカードの申請率、また、マイナ保険証として使用されているのはどれぐらいなのか、保健福祉課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。相良村のマイナンバーカードの交付状況ですが、令和6年11月現在で92.91パーセントとなっております。マイナ保険証の窓口利用率につきましては、村全体の分は把握ができておりませんが、国保と後期高齢者の分は把握できております。まず、相良村の国保の被保険者の方ですが、10月現在で892人中、マイナ保険証利用登録者、これは保険証と紐づけされた方なんですけど、こちらが669人。そのうち医療機関の窓口利用率は14.1パーセントとなっております。次に、後期高齢者の方ですが、被保険者数、こちらは8月現在になりますが、994人。その中で、マイナ保険証利用登録者、紐づけされてる方が672人、そのうち医療機関の窓口利用率は、こちらは10月現在で19.8パーセントとなっております。以上、お答えいたします。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい、マイナンバーカードの申請は92.19パーセント、マイナ保険証として使用されているのは、把握はできていないとの答弁でありましたけれども、全国保険医団体連合会の調べでは、今年5月以降で、マイナ保険証やオンライン資格確認のトラブル不具合があったと答えた医療機関は7割で、1万2,700機関中8,929機関でトラブルや不具合が発生している状況であります。今後、デジタル化が進んでいく中で、マイナンバーカードの制度導入により、多くの場面で個人番号の提示が必要となっておりますが、マイナンバーカードのメリット、デメリットについて保健福祉課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。まず、マイナンバーカードのメリットですが、こちらは顔写真付きのため、本人確認証となります。また、オンラインでの転出届や児童手当の申請、介護申請、パスポートの申請などの行政手続きのサービスがご利用できます。また、保険証として使えるため、こちらマイナ保険証のメリットなんですけど、転職や引っ越しをした場合でも、新しい資格確認

書、社会保険の場合は新規交付に約2週間ほどかかるんですが、その交付を待たずに、そのまま病院の受診ができるということもあります。また、オンラインで医療保険の資格確認ができますので、高齢者の受給者証、一部負担金の割合が記載されている証書になるんですが、そちらや限度額適用認定書、窓口で払う一部負担金などが記載されておる証書になりますが、そちらなどの書類を提出する必要もございません。また、マイナポータルで自分の特定健診や薬剤情報の確認ができます。また、医療機関の領収書がなくても、マイナポータルをご利用いただければ医療費控除の手続きが行えるということになっております。次に、マイナンバーカードのデメリットということですが、デメリットといえるかどうかではあるんですけど、こちらは住民の方に注意していただきたいということで、まず、マイナンバーカードの有効期限は10年となっておりますが、電子証明は5年の有効期限であります。そのため更新しないと、マイナンバーカードの使用ができなくなるということが発生します。ただ、こちらにつきましては有効期限の通知書が誕生日の約3か月前には届きますので、手続きをしていただければ大丈夫です。また、マイナ保険証に対応できていない医療機関がございまして、せっかくマイナ保険証を持っていかれましたも、受診する際には健康保険証や資格確認書、資格情報のお知らせなどを、まだ提示していただくという場面があるかと思えます。それとマイナンバーカードを紛失されますと、再交付までに時間が掛かるということがあります。通常一、二か月程度かかります。そちらの手数料が1,000円、特急発行での申請でも最短1週間ほどかかるということです。ただ、こちらにつきましては手数料が倍の2,000円かかるということがあります。以上で、デメリットといえるかどうかですけど、そういうことが考えられると思えます。以上、お答えいたします。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。ただいま、メリット、デメリットについて詳しい答弁をいただきましたが、マイナンバーカード制度導入から様々な問題やトラブルが発生しております。マイナンバーカードを利用するマイナ保険証へ移行により、適正な管理が求められると同時に、現行の被保険者証が新規発行されなくなるという、被保険者にとっては影響の大きい制度が控えていることから、被保険者に対しまして丁寧に周知広報を行うなど、国、県との連携に留意しながら、円滑な制度に、運営に努めて欲しいと思えます。3点目に入らせていただきます。小学校の統合問題について。北小学校の児童数は5名と聞いておりますが、福祉学級や特別支援学級等の児童の学年ごとの人数、また、今後5年間の入学児の人数について、南小、北小学校それぞれどのようなになっているのか、教育課長、お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。北小学校の児童数ですけれども、

令和6年11月末現在、2年生が1人、3年生が2人、6年生が2人の合計5人です。そのうち、3年生と6年生の4人が複式学級です。学級数は2つでございます。それから、今後5年間の入学児の人数についてですけれども、南小学校が、令和7年度入学は27人の予定で、その後は、大体20人前後で推移していく予定です。北小学校につきましては、令和10年度に1人、入学がございまして、その後、予定はございません。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい、教育課長から南小、北小学校それぞれの人数を答弁いただきましたが、入学児、児童数の減少は避けられない状況だと思います。今後の児童数の減少は、北小学校だけの問題ではなく、南小、北小学校同時に児童数の推移を見据えて検討すべき課題だと思います。北小学校においては、保護者の方にアンケートを取っておられると聞いております。集約されているとすれば、どのような状況だったのか、教育課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。令和4年11月にアンケート調査を実施しました。対象世帯は8世帯、8人の方から回答をいただいております。今後の小中学校の再編についてお尋ねしました結果、「学校再編を進めるのはやむを得ない」が4人、「学校再編を進めるべき」という方が3人、合計7人。無回答がお1人で、「今のままでよい」という方は0人でした。再編を進めた方がよいという理由としまして一番多かったのは、「多くの友達や先生方の多様な意見や考え方に触れることができるから」というご意見が4人でした。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい、ただいま、教育課長から、アンケートの結果について答弁をいただきましたが、結果をみますと、ほとんどの方が、学校再編を進めると望んでおられると思います。令和2年12月定例会において小学校の統合問題について質問しておりますが、答弁の中で、保護者の方の、ある程度の統一意見が出された時に協議を行いたいということで答弁をいただいております。教育委員と保護者との協議はなされたのか、また、協議をされているならその協議の内容、また、今後どのように考えておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

{「はい。」と、教育長。}

○議長(黒木正照君) はい、教育長。

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えいたします。現時点では、保護者の方々との正式な協議は行っておりませんが、ある程度の情報はお聞きしておりますし、令和4年度の保護者アンケートについては拝見させていただいております。それでは、今後の

方向性についてお答えをいたします。その前に、実は私は、平成16年4月から平成19年3月までの3年間、教頭1年、校長2年、相良北小学校にお世話になっておりました。当時は、児童数が63人から、3年目は49人と減少しておりましたが、ある程度の児童数が在籍しておりました。その当時のことをお話しますと、小規模校には、本当に豊かな心を育む自然がございます。また、豊かな人情味に溢れており、思いやりに満ちた助け合い活動が日常的に見られ、学校は本当に地域に支えられております。また、地域の方々と教師の交流、子供たちと教師の人間的な繋がり、子供同士の友情関係など、心のつながりが深いものがございます。そのような中で育つ子供たちは、地域の方々に感謝する心、自然に対する畏敬の念、互いの存在を認める広い心等の感性が育っております。当時の保護者の皆様方や地域の方々に、本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。現在の相良北小学校におきましても、校長先生を中心に、保護者の方々や学校の応援団である、きたっこ元気会をはじめ、地域の方々のご協力を得ながら、小規模校の特性を生かした体験活動や様々な教育活動に熱心に取り組んでいただいております。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思っております。しかしながら、課長が申し上げましたとおり、今後、児童数も年々減少傾向にございます。令和7年度は児童数2人。それ以降の児童数の増加が見込めない状況にございます。児童数が減少する中で、今後は、児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいものと考えております。さらに、3世代同居の減少、共働き世代の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々な背景の中で、学校が小規模校であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しているとの指摘もあつていところございます。通学条件につきましては、私の相良北小学校勤務当時は、相良中学校はスクールバスの導入がございました。相良北小学校の児童は、その頃は徒歩で通学をしておりました。しかし現在は、四浦地区から相良南小学校へ通学する場合、スクールバスを利用することができております。教育的な観点から申し上げますと、義務教育の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家及び社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としております。このため学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であるというふうに考えます。そうした教育を行うためには、やはり一定の規模の児童集団の中での学習が必要ではないかと考えます。あくまでも、児童の教育条件を中心に据えることが大変重要でございます。総合的な観点から、村内小学校を再編し、小学校を1校とするほうが、児童の教育にとっては望ましいのではないかと考えております。その際、保護者の皆様、地域の皆様及び村民の皆様に対して丁寧の説明すると

ともに、ご理解をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい、教育委員会と、教育委員と保護者との協議は、正式な協議はされていないということですが、詳しく答弁をいただきました。このことについて、村長としてはどのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) はい、今、教育長が述べましたが総合教育会議というのは、私が主催という、村長主催ということになっておりますので、その中で会議をしまして、各委員さんから言われましたのは、もう指定校、北小学校から南小学校に指定校変更をするようにしました。その中で、思った以上に北小学校から南小学校に来る人が増えたと。スクールバスは両方利用しておりますが、その中で私が感じたのは、まずは、教育委員の方々から、1学年3人いないと、なかなか教育は難しいんじゃないかと、教職された先生が言われました。それと、将来的に増える見込みがないという話もありました。私は、地域に学校は必要だから、1人でも学校はそのまま存続したいと日頃から言っております、今回、総合教育会議を本年度に開いた時に、そういう話が出たものですから、これはやはり教育者がこういう考えならば、改めなければならないなと思った次第でございます。ただ、南小学校が創立150周年。今年、議員さん出席いただきましてありがとうございます。ありましたが、北小学校が来年です。よって、来年度が2名になります。それと、再来年、令和10年度は1名と。この2名の方も、本当に2名来られるかどうか分かりません。間近になって南に行くといった場合は、それは措置できませんので、そういうことを考えると、先生方、教師の派遣も、県のほうが躊躇される場合があります。その時には臨採といいますか、昔の、臨時的に先生に来ていただく方法を今からとるんじゃないかろうかという教育長の話もありましたので、やはり、7番議員もまだそのことで質問されておりますので。来年は、創立150周年は、四浦地区も含めてやりたいということで学校も言われておりますが、私もそれに同感でございますので、ぜひ、けじめはつけたいと。その後のことについては、また常時話していかなければなりません、今、9番議員が言われた話の中で、保護者と保護者と、と言いましたが、やはり地域の人はどう思っているかということもありますので、いろいろ聞いたところ、地域の人も、やはり仕方ないなということもあります。それとあそこは、令和2年の時に水害に遭いましたものですから、ああいう所に学校を置いて、どう思うかという意見も座談会でありましたので、そういうのを総合的に網羅して、どういうふうにやっていくか、それも検討したいと。後は7番議員に、ちょっと回答残しておきますので。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。村長も指定校変更を考えているということで答弁をいただきましたが、保護者の方や地域の方々の意見を酌み取り、検討をお願いいたします。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(黒木正照君) ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

○

休憩 午前11時58分

再開 午後01時00分

○

○議長(黒木正照君) 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を再開します。7番、高岡重盛議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(高岡重盛君) はい、7番、高岡です。今回、2件の通告を行っており、通告に従いまして質問を行います。まず1件目、四浦保育所あざみ園についてお尋ねをいたします。四浦保育所あざみ園の現状をお尋ねしたいと思います。保健福祉課長、お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。令和6年度あざみ園入所者数についてです。まず0歳児が0、1歳児が2名、2歳児が0人、3歳児が1名、4歳児が3名、5歳児2名の合計8人となっております。そのうち、3人は村外からの入所者となっております。以上、お答えいたします。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) ただいま、保健福祉課長のほうから答弁がございました。まず、それにつきまして、あざみ保育園が閉園するとも聞いておりますが、事実であれば、閉園はいつ頃になるかと思っておりますので、お尋ねをいたします。保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。まず、9月2日にあざみ園の園長が役場のほうに見えまして、あざみ園の閉園の手続きをお願いしたいというご相談がありました。それで、9月27日に、児童福祉法第35条第12項の規定によりまして、廃止の届けにつきまして県の承認を受けなければなりませんので、そちらの申請書を提出していただいております。10月3日に、村で書類を審査いたしまして、県に廃止の承認申請書を進達しております。現在、県におきまして審査中でありまして、県に確認したところ、廃止の承認がされれば、12月から1月に通知される見込みということでございます。相談の中で、本年度をもって閉園したいという園長の意向がございました。以上、お答えいたします。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい。四浦保育所あざみ園が閉園することが、事実であるとのことではありますが、皆さんご存じでしょうか。保育所あざみ園の設立は、四浦地区においても子供たちの増加、保護者の負担軽減、保育対策として昭和53年4月8日開所式及び入所式が行われております。保育所の園名も役場職員の方が名付けの親としておられます。また、その中で、子供たちが雑草のごとく、強く成長されるようにと命名されたともあります。開所以来、45年の歴史もある施設を閉園するにあたり、在籍している園児はどれだけになるのか、ただいま保健福祉課長のほうから説明がございました。そういう中で、四浦保育所あざみ園の閉園というようなことでありましたが、この設立後45年の歴史ある施設の今後についても、村において計画もあると思いますが、保育園は四浦の中心地として、四浦に活力を与え続けた施設でもあります。今後も、この施設の跡地の活用について、村としての計画もあると思いますが、少し長くなりますけれども、今回、村の四浦地域づくり意向調査の中で、多くの要望が寄せられています。その中に、村においては、いつまでも現役で、生きがいを持って住み続けたい地域づくりを目指すともあります。高齢化、人口の減少の中で支え合い、地域内外の交流の場の整備事業の検討をしておられると思います。45年の歴史ある園舎でもあります。今後、園舎に替わる施設の整備を行い、四浦における交流の場として整備は考えられないか。現在、柳瀬、川辺においても、地域内外との交流の場として、施設の実施計画をされております。四浦地区におきましても、四浦の中心地でもあり、交流の場として検討されないか、また、考えておられるか、ここにおきましては村長にお尋ねをいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、園児数については、保健福祉課長が言いまして、8名ということで、期日的には9月2日に保育園から連絡があったと。そのことについて、すぐ保健福祉課長は私のほうに口頭で連絡したわけですが、理事長から直接聞いたのは南小学校の運動会の時でした。9月29日かな。それからもう3日、3日には県のほうに出されたということですので、それはそれとして。それと、45年経っているということですが、建物は昭和52年かな、建てて47年になるんですよ。52年9月ですから。これは村で建てて、この建てる理由が、当時は緒方民生村長でしたが、保育園が柳瀬と川辺に2つ。それと川辺のなつめ保育園さんが、四浦まで小さいマイクロバスで送り迎えされた。それと小学校の横に児童館というのがありまして、そこに村で、深水地区を中心にといいますか、やっていたわけですが、四浦のほうから要望があって、四浦地区に保育園ということで、深水にありました児童館の職員をそのまま北のほうに、四浦保育所にやって、それで村立で運営して、途中で、あざみ園さんが経営するということになりました。よって、建物は、まだ村の施設であります。そして、

今、8名の園児がおられますが、このほとんどが村外から、先生に連れられたお子さんが来られるというのが大半だそうです。そういうことを考えて、今度、閉園ということになったろうと思いますが、四浦の交流施設、交流拠点を整備するというので、いつもいつも話しておりますが、保育園が、園舎は村ですので当然返していただきます。返していただいた場合に、47年経っておりますが、ここを四浦地区の拠点にしたいと。そのために、まず何をやるじゃなくて、まず必要なものを、あそこで、保育園で使っていた物や、まだ、中に行っておりませんが、担当から行くと思いますが、利用できる部分は利用させていただいて、その中でやっという。私が一番その中で関心があるのは調理室ですね。ここは毎回、調理をされておりますので、ここは完全かなと思っています。それがあということになれば、拠点の、何らかの利用ができるんじゃないかと。ただ、拠点にしましたから、あれしますこれしますが、随時いいアイデアが湧いてくるんじゃないかと思うしております。これは、職員も含めて、地域の皆さんのご意見も含めてやっていきたい。例えば、これするかしないか別として、柳瀬に自動販売機がありますが、あれをあそこに持っていけば。ただ、持っていった場合、業者の方がそこまで入れ替えができるかなと思っています。そこまで持って行かないということになれば入れ替えできませんので、その場合は茶湯里でやるか、そういうのも考えて。それが1つと、皆さん方がいつでも利用しやすい施設ということで、雑談でもできるように、保育園の椅子でもいいですが、さしより、それで雑談できる。それと今、四浦出張所に会計年度任用職員を1名派遣しておりますので、これは郵便局の中にありますので、あれをこちらの、今度の交流施設のほうに移動できれば移動して、やはり職員を1人配置しないと、地区の人に全部任せるというわけにはいきませんので、そういうことも考えて。急に話があったもんですから、今考える段階はそういうふうな考えで、後は企画商工課のほうと、また、区長さん方と含めて、四浦地区の交流拠点には間違いございませんが、どういうふうにやっというかは、今後、検討したいと思っております。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい。村長の考えを多く話していただきました。ということで、今後、住民の声を、十分に受け入れられ、住民の納得いくような施設の建設をお願いして、次に入りたいと思っております。2件目に入ります。北小学校について、この質問については9番議員と重なりますが、私なりの質問を行わせていただきたいと思います。まず、相良北小学校の現状と今後の児童生徒の推移について、教育課長へお尋ねをいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。北小学校の児童数につきましては、

11月末現在、2年生1人、3年生2人、6年生2人の合計5人です。学級数は2つです。また、今後の児童数の推移を現段階で予測しますと、令和7年度が2人、令和8年度2人。令和9年度2人、令和10年度以降は児童数1人となります。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい、教育課長の答弁をいただいた中でもありますが、年々児童数も減少し、令和10年度以降は児童数1人となるということではありますが、このような状況において、今後、学校教育が十分に子供たちへ伝えられるのか、教育委員会として、今後の対応についての検討などを行われておれば、お願いいたします。教育長。

○議長(黒木正照君) はい、教育長。

○教育長(中村和弘君) 今年の9月19日に、総合教育会議で検討させていただきました。

○7番(高岡重盛君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい。検討は行ったというようなことでございます。そういう中で、教育委員会委員だけの検討か、それとも、それに匹敵するような検討委員会であったか。また、構成員は何名だったか、お尋ねしたいと思います。

○議長(黒木正照君) はい、教育長。

○教育長(中村和弘君) まず、先ほどご答弁いたしました総合教育会議の趣旨について説明をいたします。総合教育会議というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいておりまして、地方公共団体の長と、教育委員会、教育委員ですけれども、が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を図ることを目的としているものでございます。構成員は、村長、教育長、全ての教育委員でございます。村長と教育委員会の協議と調整の場でございます。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい。教育長より、検討された内容について説明がございました。

1点、2点、3点に子供に対するメリット、デメリットについて詳細にわたり協議が行われているようでございます。そういうことで、今後、保護者、地域、皆様の理解を深めることで、今後の小学校の統合性が見えてくるのではないのでしょうか。教育委員会として、何年度に統合を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) 7番議員、まとめて、もしあれば……

○7番(高岡重盛君) はい、はい。

- 議長(黒木正照君) いただいていいですか。
- 7番(高岡重盛君) この後、答弁いただいてから……
- 議長(黒木正照君) 最後にしますので、はい、どうぞ。はい、教育長。
- 教育長(中村和弘君) 再編につきましては、まだはっきりちゃんとした年度というのは、まだ現在のところは、お示しすることはできません。
- 7番(高岡重盛君) はい。
- 議長(黒木正照君) はい、7番議員。
- 7番(高岡重盛君) では、長くなるようですけども、よろしく願いいたします。将来の村内学校について、どのように考えているかということで教育長にお尋ねしましたが、まだどうするという事はないようでございますが、今後、南小、中学校においては、改修、新築が出てくると思われまます。将来におきましては、村内の小学校再編等を考えているか。郡内にも2村が取り組まれています。球磨村、水上村ですかね。ということで、それについてお尋ねを1点、教育長にお願いします。村の長として、今度は村長にもお願いしておきます。ただいままで北小学校の状況、今後の学校運営について、教育課長、教育長にお尋ねしてまいりましたが、現在の学校状況では、なかなか学校教育も学校運営も厳しいとの判断をされているようであります。ここでは村長の考えをお尋ねしたいと思ひます。ということで教育長、村長、続けて答弁をお願いします。
- 議長(黒木正照君) 教育長。
- 教育長(中村和弘君) 将来的には、義務教育学校というのは目指さなければならないとは思ひますけども、具体的に年度というのは、まだお示しできませんし、まずは総合教育会議の中で、相良北小学校のことについて、もし、どのようなお話を検討されたかと、まずそれをお話した上で、将来の学校の設計についてご説明申し上げたいと思ひますが、よろしいでしょうか。
- 7番(高岡重盛君) はい。
- 教育長(中村和弘君) 総合教育課で、先ほど申し上げました、村長、教育長、教育委員、その場で話し合われた具体的な今後の相良北小学校のことについて、3点について、お話、協議の場を持ちましたので、まずはそのことをご説明し、また、後のことに触れたいと思ひております。先ほど、相良北小学校の現状と児童数の推移については課長が説明いたしました。それに付け加えたいと思ひますが、教職員の事です。今年度から、相良北小学校の教頭、それと事務職員が、引き上げがあつております。ですから現在、相良北小学校には教頭と事務職員が配置されておひりません。次、2点目については、現在、相良北小学校が立地している場所についての協議をいたしました。先ほど、午前中の市岡議員の時にも村長のほうがあ答ひしておひりますが、若干ダブるかと思ひますけども、お許しいただきたいと思ひます。以前よりも雨量が増えて、全国各地で水害による被害が発生しておひるということは、もう既にご存じだと思ひま

す。令和2年7月豪雨もございました。相良北小学校も被害を受けまして、現在の状況に復旧するのに多大な労力を要しております。相良北小学校が、水位上昇により孤立している様子の写真をもとに、その危険性についても協議をいたしました。総合教育会議では示しておりませんが、令和4年度の保護者の方のアンケートによりますと、まず立地場所についてですけれども、「川がすぐそばにあり、景観はよいが、危険という認識が強い。」、「学校の立地条件としては、今後の気候変動を考えると厳しいのではないか。」、「子供たちのことを考えると、昼間に被害を受けた時のことが心配である。」などの保護者の皆様方の不安の声が聞かれています。また現在も、洪水の被害に備え、運動場の川側の方に1トン袋の土のうが積まれている状況でございます。3点目について協議いたしましたことは、小規模校のメリットというのは大分ございます。そして、デメリットというのも大分ございます。そのメリット、デメリットについて、私のほうで提案をいたしまして、説明をいたしまして、そのことについて協議をいたしました。小規模校のメリットを何点か申し上げます。子供の状態が一人一人詳しく分かり、個々に応じた指導ができること。子供と子供、子供と教師、保護者及び住民と教師の人間関係が密接になること。子供一人一人の学級に占める位置や意味が大変大きいこと。どの子にも責任ある仕事が分担され、責任感やリーダーシップを養う機会が多いこと。子供の発言の機会が多く、楽しく満足感のある授業がしやすいこと。豊かな自然環境のもとに、体験学習の場を設定しやすいこと。縦割り班が日常的に行われ、上級生に学びながら育つとともに、下級生をいたわり、導く態度や育成態度が育成されやすいことなどが挙げられます。これは、小規模校のメリットとして挙げられます。また、今度は小規模校のデメリットについて何点か申し上げます。多様な考え方に触れる機会が少なく、集団志向が不十分となりやすいこと。丁寧に教えてもらう習慣が付き、学習態度が受け身になりやすいこと。競争心が乏しくなりやすいこと。言語によるコミュニケーションが不十分になりやすいこと。一定以上の人数を必要とする学習ができにくいこと。人間関係が限定されやすいこと。1人でも休むと、教育活動に支障をきたすことがあること。刺激が少なく、馴れ合いに流れやすいこと。少人数のため、集団での学習ができにくいことなどが挙げられます。ところが、現在の状況では5名ですので、小規模校のメリットとされていることがメリットでなくなってしまうと、かえってデメリットのほうが多くなってきております。そのような状況で、児童数が減少してまいりますけれども、そのような中、希望を持ち、未来に向かって羽ばたく子供たちにとっては、今後どうしたらいいのか。子供の教育条件をさらによくしていくためには、どうすればいいのか。そういう視点で協議をいたしました。以上のことを踏まえ、村長、教育長、教育委員で成る総合教育会議で協議した結果、今後、小学校を1校にする方向で考えたほうがいいのかというふうに、今後の相良北小学校については、以上のような協議をいたしました。さらに付け加えますならば、将来的なこととして、全国的に義務教育学校が増加傾向にある

ことは、議員の皆様も、もう既にご存じだと思います。相良村振興策に対する取組みにも、本村の義務教育学校については検討事項として示されております。将来的にですけれども、時期についてはお示しできませんが、まずは、村内の小学校を1校に再編し、将来的には、義務教育学校を目指してまいりたいと考えているところでございます。そして、村内の児童生徒が、素晴らしい1つの校舎の中で、切磋琢磨しながら学び合い、高め合い、向上心を持って学力を高め、楽しい学校生活を送る子供たちを、村民の皆様で、見守り、育てていただきたいというふうに考えております。

{「はい。」と、村長。}

○7番(高岡重盛君) はい、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、総合教育会議の内容については教育長が述べましたので、今後について、現在、来年から2名になりますが、これは9番議員との重複いたしますが、これが本当に2名になるか、1名になるか、ゼロになるか、これは、なかなかわかりません。児童は途中で違う学校に行ってもいいわけですが、先生の配置は、やはり1月までにはしなければなりませんので、そういうことを考えると非常に今、北小学校については微妙な時期でございます。ただ、再編ということの、教育長話しましたが、いつ再編するのか。先ほど言いましたとおり、来年は150周年でございますので、来年はもうそれでやっていくということですが、近いうちに、そういう協議はもうしなければ、生徒が急にいなくなれば、再編よりも休校です。休校といいますか、閉鎖です。その学校はですね。そういうことが先に起こるかもしれないし、再編より前に休校という処置をしなければならぬかもしれない。そのところを、日々、日々といいますか、近いうちに協議していかなければならないと思います。それと、義務教育学校が水上村、球磨村ありますが、うちはまだ、小学校で南が172名、北が5名で、中学校が107名なんです。合わせれば284名いますので、義務教育学校に早々するような規模でもないということは考えておりますが、しかしながら、校舎の年月日といいますか、南小学校は、昭和61年に造って38年、それと、中学校がちょうど築40年になります。それと北小は、後で木造にした校舎なんです、あれは21年ですが、体育館はそれよりも古いものですから、中学校の後を使って、もう45年経ってます。そういうことを考えると、再編が先か校舎が危ないのが先か、そういうのを網羅すれば、近いうちに、義務教育学校がいつになるか、そっちにやっていったほうがいいんじゃないかと。そのためにも、今、私が村長にならせていただきまして、学校建築の基金を、今、貯めてます。まだ2億なんです。だから、学校を造るとなれば何十億になりますから、これも、ただ造る造るじゃなくて、やはり財政的なこともあるものですから、今日、明日にはなかなかできないと。ただ、本格的に造る場合は、義務教育の学校として造る。そのために今、小学校、中学校の2校、2校といいますか、2場所の体制でいくのか同じ所にするのか、それも議論していかなければ

なりません。義務教育学校だといって、その1か所に集めなければならないということとはございませんので、1年生から4年生までは今の南小学校と。中学校のほうには5年生、6年生と中学生という分け方もあります。それと、義務教育学校になると、教育長の話ですが、小学校、中学校の免許を両方持たれてる先生が来るから、教育の向上といいますか、それには、質の向上にはなるんじゃないかなろうかという話を聞いております。ただ、1つの学校の免許持ってるから質が悪いという意味ではございませんが、両方兼ねられるということです。それと、そういうふうなことを考えれば、今日、いつからするということが、なかなかお答えできませんが、近いうちにそういうことが、もう現実になってくると思います。もう北小学校が今2人ですから、1人になって、ゼロになったりすれば、早急に対応していかなければなりませんので、そういうことを考えて、今日、お話しする分は以上でございます。終わります。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい、教育長、村長のほうからの考え方が、お示しをいただきました。現在の状況では、なかなか学校統合するというようなことは決めておられないようですけれども、これも保護者との協議、子供たちの考え等も含めた中で、今後、どうされるかということは、お決めいただきたいと思います。これで質問を終わります。



○議長(黒木正照君) 次に、3番、永田博人議員。

{「はい、議長。」と、3番議員。}

○3番(永田博人君) 3番、永田です。私は、通告書のとおり、2点についてご質問いたします。まず、令和6年2月20日に熊本県が示されました、相良村振興策について、190項目ですね。事業費にすれば120億だったですかね、について質問いたします。190項目全部答えてくださいというのは、とても大変なことです。私が本当に重要だと思っている点をご質問したいと思います。まず、安心安全で豊かな暮らしの確保として挙げております、国道445号の路線の変更、いわゆるバイパスについてでございますが、それと四浦、北小学校の周辺、あるいは上下坂地区の道路の計画、また、通学路対策箇所、四浦から川辺の通学路の対策ですね。これについては、一番、私は重要なことだろうと思います。このバイパスにつきましても、ちょうどこの役場の周りを回ってきてるわけですが、村長が言われるように、真つすぐな道を入吉から通すということが、一番、観光でも通りやすいし、一番いいことだろうと思いますし、それができるのであれば、ぜひ、県のほうの仕事でございますので、造っていただきたいというふうに思います。それと、この安心安全の取組みとして、県道入吉水上線の路線の変更について。あるいは緑の流域治水の取組みとして、河川事業。県管理区間として、堆積土砂の撤去や一部区間の河川改修、遊水機能を有する土地の

工事の進捗状況と基幹林道の整備について。それと、もう2点ですね、川辺川魅力創造事業として、相良村の魅力を村内外に発信できる交流拠点施設の整備。あるいは情報通信施設運営の見直し。安定したネットワークの整備。あるいは地域の特性を活かした企業誘致について。大変長いですが、建設課長から順番に説明をお願いしたいと思います。

○議長(黒木正照君) 事業の説明ですか。

○3番(永田博人君) はい、進捗状況です。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。振興策中の重点項目を中心に、各担当課長から、順次、お答えいたしたいと思っております。まず、建設課長、お答えいたします。ご質問の「安心安全で豊かな暮らしの確保(道路)」につきましては、まず、国道445号の路線変更、バイパス整備がございます。大字深水、瀬戸から植竹までの整備計画区間となっております。令和2年7月豪雨災害発災後の大型車両の通行量の増加に伴い、児童等を含む歩行者等の安全を確保するため、車両交通量の分散による安心安全な車両通行、歩行者の安全確保の効果を期待し、本村から提案したものでございます。令和5年度に概略測量設計、予備設計後に説明会を開催しております。今年度は、8月に住民説明会を実施いたしております。その後、用地取得完了後に工事着手の予定となっております。続きまして、国道445号のS字、L字カーブ解消、それから冠水区間の嵩上げの改良がございます。この中で、相良北小学校周辺S字カーブにつきましては、令和5年度から道路計画に必要な用地関係者調査に着手しておられます。また、上下坂地区の冠水常襲区間につきましては、嵩上げの道路改良事業ですが、現在まで2回の地元説明会を開催しております。現在は用地取得中というところがございます。また、来年の1月には着工式も予定されております。用地取得後に工事に着手予定でございます。次に、国道445号の歩道整備関係についてですが、学校関係者、警察、教育委員会等と連携いたしまして、合同点検に基づく通学路安全プログラムの策定、それから支障木の伐採、カラー舗装やグリーンベルトの設置、特に未整備区間につきましては、スクールバスの利用の実態に応じた離合箇所など、効果的な安全対策の推進、それから、役場前の未整備歩道につきましては、現在、用地取得に着手している状況でございます。合わせまして、県道人吉水上線の路線変更につきましては、大字柳瀬の三石から錦町の新立区間が計画で、最短ルートを確認するということで、利便性や安全性、快適性を向上させ、地域住民や人吉球磨の地域活性化等の課題の解消が図れると思われるものでございます。進捗状況といたしましては、現在、農地の基盤整備計画、それから、地域の特性を活かした企業誘致等への取り組み等も進めていることから、課題等の整理を含め、中長期的に

検討しているものでございます。最後に、河川関係、それから遊水機能を有する土地につきましては、川辺に棚葉瀬1か所、それから川辺の黒石地区に1か所、現在、用地取得がほぼ完了しまして、随時、計画に則った事業が進められると思います。河川整備につきましては、河川整備計画に基づいて、順次、堆積土砂の除去、それから堤防の嵩上げ等も含めて、並行した形で計画的に進められていくものというふうに思っております。以上、お答えいたします。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。安心安全で豊かな暮らしの確保として、基幹林道についてですが、相良村の振興策の、第一次産業の中で、重点事業の一つに基幹林道の整備事業がございます。基幹林道事業の進捗状況としましては、今年度は、林道の線形を決定し、6月、7月にかけて林野庁協議を行い、10月に地元説明会を村主催のほうで開催しております。県のほうでは、来年度着工分の詳細設計業務を発注済みでございます。早ければ令和7年8月以降の着工になるかと思っております。来年度の工事予定としましては、全5区間ございますが、うち2工区で、場所は山江村側林道からの接続の部分と、黒石平川線の平川側からの着工を予定しております。以上、基幹林道に係る現在の進捗状況をお答えいたします。終わります。

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。まず、川辺川魅力創造事業につきましては、川辺地区の廻り観音周辺に計画しております交流拠点施設整備を、今年の6月に公表しました基本計画に基づき、地域住民の方々や有識者、県の河川課、また、県の建築課などとの関係者と連携し、令和8年度の供用開始を目指し、事業を進めております。今年度は、建物と造成の詳細設計業務を行っており、併せて、持続可能な管理運営の方法や民間活力の導入などについても検討を進めているところです。次に、情報通信施設の運営の見直し、安定した通信環境の整備につきましては、現在の公設公営で提供しているインターネットサービスにおいて、施設整備から既にもう13年経過しております。設備の老朽化による故障も増えて、高度化も進んでおりません。インターネット環境は、今や生活に欠かせない重要なインフラの1つでありますので、また、企業誘致や移住定住を進める上でも重要なものとなってきております。そこで、民間への移行を行い、安定的なサービスを提供できるよう、有識者や県のデジタル戦略推進課などからアドバイスを受け、現在、方向性や手続きについて協議を行って進めております。次に、地域の特性を生かした企業誘致、働く場の確保につきましては、企業誘致に向けた具体的な方向性や課題などを整理するため、村、県の関係者で構成しました相良村企業誘致雇用創出プロジェクトチームを設置し、協議を進めております。その中から、令和5年3月に相良村企業誘致雇用創出プランを

策定いたしております。このプランに掲げる目的を実現するために、現在、関係者と連携し、誘致に向けた取組みを進めているところです。以上、安心安全で豊かな暮らしの確保についてお答えします。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) はい、議長。はい、ありがとうございます。本当に絵に描いた餅じゃなくてよかったなと思ってますけど、大分進んでるような気がします。1項目、1項目とってもですね、ぜひ、これは必要な事業じゃないかなと思います。インターネットにしても、深水から川辺、四浦のほうはつながっていない、光がつながっていないということで、お客さんも来ないということと、道路にしても、この間、熊日に載っておりました、相良村を1日で回る旅行ですかね、日帰り旅行というのも取り上げていただきましたが、相良村は、あっち行って、こっち行って、あっち行かないと、いろんな所に廻れないというのを、つくづくと感じたわけでございます。ぜひ、この事業を前に少しでも進められるように、課長さん方、大変でございますけど、村長と協力してほしいと思います。村長、このことについて、一言お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 内容については、担当課長が申しましたが、この進みについては、担当課と県のほうで、常に連絡を取り合ってもらっております。それと、私が一番心配したのは、蒲島知事から木村知事に引き継ぐ時に、どういうふうにやっていたのかと。絵に描いた餅にならないようにお願いしますと話しておりましたので、県のほうで、相良村も、県も財政的にちょっと厳しいところがあるという話を聞いておりますが、相良村に対して、この190項目に対して、いかに実施していくか。そのためには、トップダウンですと。ただ言うばかりではなくて、定期的に、今はどうなってるか、そこはどこを進めてるのかという話で進めておられます。この10月3日にも、亀崎副知事、竹内副知事が中心となって、相良村の振興策を協議してもらいました。内容は、今、課長が説明しましたが、全般的には、相良村の振興策が目に見える形で着実に進んでいくことが、村民の方々の理解につながっていくと思っております。振興がさらに着実に進んでいくように、共有しながら取り組んでもらいたい。これを職員に向けて、副知事が言われたわけですね。事業が目に見えて動いていくと、村民の方々も安心されると思う。設計段階などに応じて、小まめに丁寧の説明してもらいたいと。それと、相良村の振興については、限られた予算の中でも頑張って確保していくという姿勢で取り組んでもらうよう、現場の職員にも伝えて欲しいということで、ちゃんと会議をされて、私が懸念しておりました、担当まで行くかなと思っておりましたが、こういう形を作っていただいて、やっていただいておりますので、もうその都度、うちのほうも、常に担当課で中を示していくということでその進行状況も常に、私のほうは発破を、どうなってますかということで県にもお願いしますし、

担当職員にも、今どうなってるんだということは常に話しております。そういう経過でございます。以上です。

○3番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) はい、ありがとうございました。本当に、前の副知事の田嶋副知事から、よく話を聞いていただいて、この事業を進められるようになったと私も思っております。2番目のことについては、次に入りますが、地域産業の取組みについて。これは主に土地改良事業、基盤整備についてでございますが、これはもう本当に、私が現役時代から取り組んできた川辺川利水事業の延長のようなもので、もう4回か5回か、ここにこういう事業を仕組みましたけど、基盤整備事業の川辺地区と井沢、棚葉瀬、並木野、あとは農業施設整備の飛行場用水路を中心とした施設整備ですね。それと石綿管、棚葉瀬のですね、この進捗状況はどういうふうになっていますか。農林振興課長。

○議長(黒木正照君) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。地域産業の振興として、農業部門においては、まず、川辺高原地区、柳瀬並木野、井沢地区における基盤整備がございまして、現在、高原地区の先行地区30ヘクタールにおいて、今年度、換地計画原案が作成され、来年度からは、用水施設と貯水池の整備を行う予定となっております。柳瀬地区においては、推進員による説明会を、今年度は既に3回実施しまして、先行して井沢地区側の35ヘクタール区画の整備をすることで決定し、事業を進めているところでございます。また、農業用施設整備としては、土地改良区管理の飛行場用水路の改修事業を進めておりますが、本事業においては、今年度基礎調査を実施しまして、改修箇所の優先度の判定を行い、その結果、15か所、延長にして、1.2キロメートルの改修を予定しております。来年度からは、事業採択に向けて実施計画の策定を行う予定です。スムーズにいけば、令和9年度には事業採択をされる見込みでございます。次に、深水棚瀬地区の石綿管改修事業についてですが、今年度、国に採択申請を行い、来年度に新規採択の予定で進めているところでございます。これらの3事業は、上層部の県本庁とも含めた検討部会を立ち上げまして、年度の計画では、検討部会を3回程度、本体会議を3回、計6回の検討の協議の場を作り、事業を進めているところでございます。以上が、振興策の取組み状況についての説明となります。終わります。

{3番議員、挙手。}

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) はい、議長。ありがとうございました。この振興策につきまして、毎度、私は何らかの形で質問をしてると思うんですけど、少子高齢化で、高齢化した

農家が、いかにして将来の農業を、自分たちの財産を守っていくか。財産によって収益を得られるかということも、ぜひ、これにかかっていると思います。昔はそうじゃなかったです。昔は青年同志会とかいうのを作って、跡取りにそれを経営させようということで大区画整理をやったわけですけども、今後の農業は、ある程度担い手に集積をするために、農家が持つてくる財産を生かすために、この事業をしていかんばいかんということでもあります。村長、このことでお願いしていいですか。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、基盤整備も含めて担当課長が言いましたが、付け加えますと石綿管が、棚葉瀬と井沢地区が県の事業で入ってきましたので、井沢地区をそのまま石綿管でやると、またこれは、今1枚当たりの面積が狭いものですから、この際、基盤整備したほうがいいなということで、基盤整備するようにして県のほうに頼みました。それと棚葉瀬のほうは、その後だったんですが、2年前倒しで、もう来年から実施するというようにしていただいております。それと新並木も併せて、井沢だけのような県の考えではありましたが、新並木も吉野尾も含めた基盤整備でということで、こちら強く言って、それも取り入れていただいております。それと飛行場用水路については、もう何遍も申し上げましたとおり、県のほうが調査に入って、県営でやるということです。それともう1つは、ご質問なかったんですが、柳瀬西溝、人吉の土地改良区ですね。大溝まで行く万江川沿いの、あれの取入れ口が、去年はちょうど水が入らなくて、人吉も渇水しまして、柳瀬の場合は途中からポンプアップしたんですが、今度はまだ、これがちょっと問題が出てきて、対岸の境田のほうを掘削します。掘削すると、ますます水が入りませんので、これは掘削するということが県が言われてきましたので、私のほうで、そうしたらならば、この柳瀬西溝を引く人吉用水に水が来ないですよという話をしましたところ、八の字みたいにして、そちらに誘導する方法を、上流からですね、どういうふうに、石を並べて誘導されるのかどうか分かりませんが、そういう仕組みでやるという話でございます。その時に私が、柳瀬西溝については、柳瀬橋の上か下かに、従来あった、下のほうにありましたが、堰のほうで、一番地元の方は要望されていますがねという話をしておりましたが、今のところ八の字みたいに誘導してやるということが決まっております。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) はい、ありがとうございます。柳瀬西溝のほうも気をつけていただきまして、ありがとうございます。もう土地改良事業については、一生懸命取り組もうと思っておりますので、ありがとうございます。あとですね、3番目の福祉、保健、教育の充実についてということで書いておりますけども、先ほど統合の問題、学校の老朽化、30年、48年、38年掛かっていると。義務教育学校を見込んでの建設はどうだろうかということで質問しようと思ひまして、大体分かりました。ですから、これは省きます。そういうことで、2番目の企業誘致についてでございますが、これ

私が思うに、並木野の広い道がございますね。飛行場の道が。あの周辺を、せっかく錦町が、奥のほうに2つ企業を造ってますので、あの辺が人吉からも錦から一番入りやすい企業が来るんじゃないかなと思って、あの栗園を何とかできないかなと。栗園、国有地ですかね、民有地ですかね。広い所がありますし、錦からも道を造ってくれと言わなくても、自分たちの企業に入るための、整備してやれるかなと思いますので、あの辺を企業誘致の場所として、村長、考えはないかということで質問したいと思います。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、お尋ねの旧飛行場、ちょっと担当に面積を調べさせましたが、村が管理している所が1,330と、一町3反ぐらい。それと五木の人、ご存じの栗園が約2町あります。合わせて3町3反ですが、ちょっと長くなっているものですから、企業誘致する場合は、5ヘクタール以上ということが、大体目安になってきますので、近隣のこの業者の方がお持ちの土地、あるいは今、太陽光もありますが、それと畜産の堆肥施設もありますので、それを含めた形で、これをやれば、一応、村でも考えております。よって、基盤整備する場合は、ここは外したような形で、どうせ畑作と水田、畑作が主ですので、そういう考えは持ってはいます。ただ、企業が来るか来ないかもまたありますが、一応ここは、候補の一番にはしております。何箇所か候補地を予定しているんですが、基盤整備と併せていかなくてもなりませんので、1回基盤整備すると何十年もできませんので、そういうのも考えて、ここは候補にのせておりますし、この栗園が、五木の方が管理されて、当初は財務局、後は国交省が管理されてダム代替地、農地の代替地としてここに來られたのが、ここ1件だけですよね。よって、ここを先行して買う方法もあるなということで、事務的には話しておりますので、議員おっしゃいましたとおり、ここを先行投資してやるのも一つの手かなと思っております。それと今、錦のほうにバイオマス等がありますが、トラックがここを、農道を通っていくものですから、定められた農道を通ってくれということで、別に錦は錦のほうを通ってくれということで話しております。乗用車については、それはもう通るのは自由ですが、ここは農道として舗装してあるものですから薄いわけですので、これに何トン車の木材を積んで行ってもらっても、錦の誘致企業じゃありませんが、うちはアスファルト舗装の修理だけということになりますので、そういう話は、お願いはしておりますので、うちもここを工業として、どうにか企業が来ていただけるような形にしていきたいと。そのためには先行して、2筆、2ヘクタールは先行して購入できればと思っております。以上でございます。

○3番(永田博人君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、3番議員。

○3番(永田博人君) はい、ありがとうございます。いろいろ企業誘致も、高原も広

かばってんなって、考えますけど、やはり交通のアクセスといいますかね。どこからでも入りやすい所、どこかでも勤めやすい所、そういうことを考えれば、今なかなか人材もおりませんけども、せっかく錦があそこに造ったから、手前のほうで全部止めてしまえば、良い道を作るのにも大義名分があると思ったものですから、そういうことで、ぜひ、お願いしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長(黒木正照君) ここで暫時休憩をします。再開は、14時15分です。

○
休憩 午後02時02分

再開 午後02時15分
○

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を再開します。次に、6番、西本巳喜男議員。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○6番(西本巳喜男君) 6番、西本です。今回は2件の通告です。順番に従ってお尋ねしていきます。まず、まずと申しますか、有害獣対策についてということでお出ししておりますが、もうこの関係については、過去も3回前後ぐらいは質問しております。手を変え品を変え質問しておりますし、最後の質問については、もう1回食い下がってみようかということで、村長に最後にお尋ねするものでありますが、今回はメインとして、相良村有害鳥獣防護柵設置補助事業というのがありまして、今年は私もこれにお世話になったものですが、その関係について、その申請についての手順、あるいはその後についてちょっとお尋ねしたい、確認したい場面がありましたので、本日ここに、この補助事業をメインとしてお尋ねしていこうかということでお出しした次第です。この補助事業ですが、この様式を見ますと、申請は5月15日付けということとなっております。それまでバタバタして、私も二、三の近隣農家と提出し、お願いし、補助をしていただいた経緯があります。その関係で、5月15日ですとちょっと急ぐんですけど、どうにか補助をいただきました。その後、9月の定例会におきまして30万円の増額補正が計上されておりますし、その時も担当課長に質疑したところでもあります。もちろん可決しましたが、その内容というのは30万円の増額ですが、どういうものだったでしょうか。課長にお尋ねしたいと思います。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。例年、村単独の補助事業ということで、この防護柵設置の補助金については、予算の掌握をする必要がございますので、5月中旬を締め切りとして、申請があった分については内容を精査し補助金を支出しているところでございます。これまでの実施方法として、申し込み締め切り後の、獣害による相談があった場合においても、予算残の範囲で、追加して受け付ける場合もございました。しかし、本年度については、特に相談件数も5月以降

多かったこともありまして、先ほどおっしゃいましたが、9月の定例議会のほうでその部分を追加補正ということでお願いし、予算を組ませていただきました経緯がございます。以上、お答えいたします。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい。私も申請する側としては、5月15日が最終申し込みかということで、ちょっと急いだ経緯もあったんですが、その後も、今、課長おっしゃったように、30万円の増額補正があったということで、申請日以降も申し込みがあったということですよ。どれぐらいの件数、金額かということとは分かりませんが、30万円以内ぐらいか、それとも、それまで少しプールしてあったのかなということで想像しております。ただ、30万円以内で、聞きますけど、30万円増額補正して、それで今の、現在は足りてるんですよ。はい。後である人に聞きましたら、随分後半になっても申請があったということで聞いておりますので、予算の範囲内で承諾なされたか、補助されたかということもありますけど。と言いますと、5月15日は基準日で、申請を受けたということででしたけど、それもある程度、もう予算の範囲内では、要するに、秋口になっても被害があったからということで申請されたという経緯があるんですかね。その辺もお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

○農林振興課長(倉田雅弘君) 先ほどのお尋ねの件ですが、この補正予算の後も数件のご相談があったりとかしているようです。今のところ、その予算の範囲内で、補助の対象の、まず精査からですね、要件がちゃんと満たしてあるかとかいうところを確認しながら支出しているところでございます。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 3回目ですね。それで、予算の範囲内であれば、基準日以降にも、そういう補助の状況、あるいは猪、鹿対策が一番大変で、猪の害なんてもう、今年もかなりやられたということを聞いておりますし、個人でも設置されたという方も存じ上げておりますので、最後に村長にお尋ねする場面に持ってきてるわけですけど。ということで、範囲内であれば、基準日以降もまだまだ申請して、順次されれば、また補助してもらおうということで考えていいんですね。はい、分かりました。勉強になりました。それでは、次に、申請要項見てみますと、4番目に、「申請者は、受益者代表とします。」。括弧書きで、原則として2戸以上ということでもありますので、果たして原則とは何かということでありましたんで、2戸以上だけだったら分かるんですけど、原則という文言は非常に、要望する側としては、非常に期待度がありますので、まずは課長に、原則とはどういう意味で、ここに原則ということ表現してあるのかなということで、まず、それをお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。補助要件として、原則として受益者2戸以上ととなっておりますが、ここでいう原則とは、補助金という性質上、公益性、効率性を考え、基本的には、1戸だけでの補助は利用できないとなっております。しかしながら、例外的に、農地によっては隣接していない農地や隣接地が遊休農地であったり、耕作放棄地であったりする場合も考えられるため、そういった方の救済措置として、原則としているところでございます。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい、今、この原則論を初めて専門的に、また教えていただきました。ただ、原則の中には、例外的にもいろんな条件次第ではできるという形をおっしゃいました。私は、この原則とイメージしながら、自分ながら、条件次第では1戸でも受け付けることができるかなということも、それもお尋ねしたかったんですけど、今言われた、耕作放棄地が隣接にあったりとか、あるいはいろいろな環境で、どうしてもそこだけの、1戸分ではできないということについては原則という範疇に入っただけで対応できるかなという期待等も思ってますけど。今、例えば、もっと詳しくおっしゃってください。耕作放棄地や道路があつてとか、それから宅地があるから、そこにポツンと水稲作つてる農地があつたりとか、そういうのを原則として、その範疇とみなして、それについて申請があつた場合は許可なさるのでしょうか。そういう具体例も含めたところで、いかがですか。これ原則について。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。この原則については、申請がございましたら、まずは現地の状況を、隣接地の状況等を、まず、現場をしっかりと精査をしまして、先ほどおっしゃいました飛び地であったりとか、道路を挟んでの状況であつて、条件を満たしているようであれば、この原則論を生かして補助金の対象と考えているところでございます。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい、少し原則の解釈が見えてきました。ただ、申請する側としては、そういう2戸以上でないこれは申請ができない。もうどうしても1人だったら自分でそういう電柵を買って、電柵の話になってしまいますから、電柵を買って自分で設置する。丸々100パーセント自分の経費です。補助事業にいたしますと3分の2以上には補助してもらえますので、2戸以上で設置は大変ありがたいと思つてるところなんですよ。そういうことで、農家の方々は2戸以上ないと駄目というのがも

う蔓延してますので、駄目だということで、はなから先入観というか、あるいはそういうもんだと思って受け取ってるわけですよ。もう4回目だったな。ということで、次の時には含めてしますけど。含みで言うときます。今までに、1戸以上できて、うちも、ここだけこういう状況だから、してくれんかなとか、あるいは周りが田んぼだったけど、WCSを作ったりとか、違う土地だからちょっと条件が合わないから、うちが水稻だけ作ってるから、どうかなということでしたことありますかということをお題にして、次の3番目に入ります。

○議長(黒木正照君) ……、そこまで気にされてるんで、どうぞ言ってください。

○6番(西本巳喜男君) 許可をいただきました。そのことについて課長、答弁をお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。今、私が把握しているところでは、1戸での申請の中で、1戸での申請の補助金を支出した、まだ記憶はございません。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい、ありがとうございます。議長にもありがとうございました。3番目に、近隣の自治体、この周りの自治体で、1戸でも補助している自治体はあるのかということでお出してあります。ちょっと聞いた話ですけど、隣の町では、それでも条件を変えたところで補助してもあるということ聞いております。そういう実例があるのか。あるならば、どういう補助要件で出しているかなということをお聞きしたら教えてください。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。近隣の自治体の実施状況ですが、五木村、球磨村、人吉市が1戸からでも補助をしているとのこと。山江村においては、奨励作物の粟については村単独の補助で1戸から、その他の作物に関しては県の補助を利用しているということで、県の要件としては3戸以上となっております。併せまして、全ての、それぞれの市町村で要件等ございまして、全てを把握しているわけではございませんが、要件の中には、柵の延長が50メートル以上なければいけないとか、そういった要件を設けている市町村もあるようです。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) なかなかその、今、3つ、4つの自治体のことをおっしゃいま

したけど、よく聞き取れなかったんですけど、いろんな形で、ちょっとした条件がありながら補助をしてるということでもあります。ありがたい話ですね。村長に申し上げますけど、そういう、周りに、自治体に、そういうのがあから、4番目にどうだということでも申し上げるんですけど。1戸の申請でも可能であるなということですね。今まで聞いた中で、この補助事業の要項ですけど、ちょっと注文つきたいと思いますが、この原則という、原則についての意味というのをアスタリスクマークで、原則とは本来こういうもんだということも文言で付け加えてもらえれば、1戸でも、ひょっとしたら自分が、今さっきおっしゃった耕作放棄地あるいは道路があった、建物があった、勝手に言いましたけど、そういう状況があるのを、条件次第ではできるというみたいで、原則論のときとちょっと文言を折り込んでもらえばいいかと思います。だから、私みたいなうがった考えすると、原則イコール、それなら特例措置で一戸もできるんじゃないかと言って、やはり追求したいのがありますのでね。原則論を、ちょっとうたってもらえればというふうに思っております。それから、令和6年5月15日とありますけど、一応これが最初の基準日であり、それから、今後も申し込みを順次申し受けますという文言は、折り込みは、これはどうでしょうかね。それはお任せしますが、まず、原則については、この原則について、注釈あたり付けてもらえればどうかということも、それが村民もしくは農家あたりで知らしめればということも、また、その話が出てくるかと思っております。はい。ありがとうございます。それで、村長に今度お尋ねしますが。村長よか？。4番目ですね。こういう補助要項がありますけど、補助要件を変更してでも個人での申請はできないものかということもお出しております。前回は食いが下がって、個人でもできないかという、ちょっと漠然としたことで、私、出してお尋ねした経緯がありますけど、これについてお答えしていただきたいと思っております。今まで過去3回ぐらい、獣害対策について質問しているところですが、まずは、いろんなパターンで攻めているんですけど、駆除隊関係とかですね、駆除隊の安定的な確保のためとか、隊員の増強のためということも、1つには、駆除隊員になるための資格取得試験へのさらなる補助とか、2つ目は、駆除隊の捕獲補助金額のアップという形で、もちろん、アップすれば、相良村だけが補助額を上げれば、変な言い方ですけど、違う所よりも相良村で捕れたということも申請なさるかもしれませんが、近隣自治体の同額的な金額設定して、補助額設定して、補助率を上げてもらえればというのを過去に質問した経緯があります。今、現在、農家それから畜産農家あたりは非常に、鹿もそうですけど、鹿は上から食いますけど、猪が田んぼに入ってきて、要するに無防備状態では入ってきて荒らしてくれます。田植えしてからでも、もう畔はやるし、鹿は飛んでいくし、猪は寝転がってそこらじゅう寝床にして遊びます。そしていよいよ穂が垂れてきて収穫時期になってきますと、どんどん入ってきますので、もう、今、この猪、鹿から守るためには、もう電気柵の設置以外ないんですよ。どこの農家もいろんな話して、1人だけだから自分でしたとていうこと

で、・・・・・・・・稲刈った後でも、電気柵を個人的に設置された方もおりました。今度は草払った後にはミミズがやはり出てくるんでしょうかね、そこをどんどん畦を掘ったりしますので、とにかく電気柵以外に彼らから守る方法はないということで、いろんな農家の方から聞いております。そして、酪農畜産農家はトウキビを植えますけど、無防備状態だと荒らされて、全然収穫もできなかったということも聞いておりますので、もう本当に、酪農家とか畜産農家は面積が広いですもんで、個人的にした場合、かなりの経費増になりますので、その時は2戸以上ということになればいいですけど、1戸でされた場合についても、その点を含めて、どうにかならんかなということで、いろんなどころから、農家から、非常にその対策に悩まされている現状でございます。その対策に、今のところの電気柵以外しかないものですから、あえて申し上げますが、これについて村長にも、さっき申しあげました個人での申請はできないか、補助事業の要項を変更してでもできないかということで、村長にお尋ねします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 大体、1番から3番は、1戸でもできないかが、基本の質問だと思っております。

○6番(西本巳喜男君) はい。

○村長(吉松啓一君) それで、原則の内容を担当課に聞こうとされましたが、原則というのは、めったにないということが原則ですので、原則はこうです、こうですと言えば、それは原則じゃなくなりますので、原則はめったにない。強いて言えば、農林振興課も言いましたが、1戸でも、周りの人、地域の人が、そこを、そこ1戸しかない、あるいは面積が広いとか、そういうことも考えて、地域の人が、もうあそこは1戸でも仕方ないなという時が、原則だと思うんですよ。だから、この周りに放棄地がないとか、そういうふうに言いますが、それは原則ではなくて、原則というのは、めったにない。それが原則です。原則は何かというと、めったにないんだということが原則でございますので。それから、どうしてもする時には、やはり近隣と協議して、ここはしてくれとか、そういうふうになければ、やはりできないんじゃないかなと思います。面積要件とか何とかしても、そうすると原則じゃないもんですからね。原則はめったにないということで、あった場合が困るから要項には必ず入れてあるわけですから。それと県の補助、村も含めて、大体農家は3戸以上なんですよね。これを2戸まで下げてしておりますから、大体下がってきたと。1戸になれば地域全体の補助はなりません。それと、もしもこれを1戸にした場合、した場合ですよ、大きな農地の中で自分の土地だけ、丸か四角か知りませんが、柵をした場合、周りに迷惑かけるわけですよ。やはり地域全体とか、やはりせめて2戸でこうしないと、そこだけ、自分勝手にそこだけしても、猪はそこには入らないかもしれませんが、その場合、近隣でいるわけですから、それでは自分勝手な設置の仕方じゃないかなということ

もあって、最低2戸ということではあると思います。要項ですね。それぞれ漏れ等もあると思いますが、それが1つと、駆除について、駆除隊と農家の考えがちょっと違いまして、駆除隊の会議がありまして、いろいろ猪、猿の件も出てきましたが、猪の件で、もう小さなうり坊は逃したと言われました。はあと聞きました。

○6番(西本巳喜男君)、水路を走ってさいて

○村長(吉松啓一君) うり坊は、捕獲しないそうです。何ですかと聞いたら、うり坊は1,000円しかしないので捕らないと。私がそこで、このうり坊は大人になるんですよ。成獣にですね。それはいつまでも減らんですたいという話をして、1,000円だからということで、担当のほうに、この1,000円をもう少し増やしてやらないと捕獲されないんじゃないかと。捕獲隊もボランティアじゃないもんですから。犬も使うしですね。だから、そういうのは変えていくと。それで、補助金も駆除隊に合わせてやる。ただ、北海道だったですかね、鉄砲を使っていけない所で鉄砲を使って、そこで、鉄砲を押収された。それで他の人が文句を言われたというんですけども、一方では規定があるし、一方では捕ってくれというもんですからね。できるだけ自分の農地の近くは、罠の申請もありますから、罠の申請は西本議員でも私でもできますので、申請していただいて、それから罠を設置していただくということもできますので、それも含めて。補助金については、駆除隊頼りですのでね、それを含めて折り合いがつく範囲で、村も補助してますが、それでやっていきたいと思っております。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 今、村長おっしゃったように、うり坊は母親の後に5頭ぐらいついていくんですよ。非常にかわいいですよ。確かにうり坊はかわいいんですよ。だから、ある猟銃を持つてる人がうり坊を実際に飼育してて、私、JAにいた当時、圧ペンを持って行って届けておりました。だんだん大きくなってズドンとされるかも知れませんが。うり坊が成長していく、何ていうと、しし算じゃないけど、ねずみ算じゃないけど、すごい勢いでやはり増えてくるんですよ。ですんで、1,000円のやつを、今、課長におっしゃってるか知りませんが、その単価も引き上げて、捕ってくるようにしてもらえばというふうに思いますよね。だから、さっき言った補助金額のアップということも、過去にも言ったことだし、あえて今日もまた、そういうことで質問の内容に折り込んだところですけど。そういうことで、やはり捕獲隊も、やはり銭にならないとしたくないとか、そうかもしれませんけど、将来的に、そいつがまた田畑を荒らしていくんだということになれば、うり坊も駆除していただきたい。いつかテレビでも、なかなか捕ってくれない。要するに危険が伴うもんで、かなりその人達に対しても、やはりそれだけの見合った報酬なり上げないと、なかなか命がけだもんで、捕ってくれないというのも聞いた事実です。それと、罠ということで、

今、村長おっしゃったけど、罾もですね、一番通る所に、獣道で、いつも来そうな所に箱罾を設置してもらって、餌、おいしいのどんどんやるんだけど入ってくれません。くくり罾をプロ的な人がしてくればいいんですけどね。そういうものを含めて、やはり駆除してもらえばいいけど、守るために、やはり電柵関係が一番かなということで、今日は電柵の補助が一番をお願いする質問内容でございました。今回も補助、今年予算も補助の申請が出ましたけど、補助の予算がですね。来年度も、まだ大いに補助申請が上がってくると思いますので、当初予算でも、かなりこういう駆除隊とか、その何とかな、この猪、鹿対策、獣害対策についても、当初予算で増額、アップして、組んでいただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。これで終わります。



○議長(黒木正照君) 次に、5番、中村重道議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(中村重道君) 中村です。質問をいたします。私は、1項目の通告を行っておりますので、それに従いまして質問いたします。国道445号、川辺永江地区の道幅について。国道445号、川辺永江地区の新層谷入口バス停付近から雨宮バス停までの約200メートル区間の道幅が狭くなっているが、県の土木と現場の状況を確認されているか、建設課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご質問の区間については、大変幅員も狭く、県の球磨地域振興局、土木部、維持管理調整課施設調整班と、状況確認のほうはいたしております。以上、お答えいたします。

○5番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、5番議員。

○5番(中村重道君) はい。私がこれを、なんで質問するかと言いますと、あそこが、ガードレールがあって、大型ダンプが通る時に、大型ダンプあたりがやはり、今、五木村から、それから相良村で廃土の工事がいっぱい出てますので、往来がものすごく激しいんですよ。ということで、事故が起きないのが不思議ぐらいに、大型ダンプが道幅の狭い所で黄色線を超えて通行するものですから、そういうことで、2番での質問で、現場では数か月前に、大型ダンプがはみ出して車同士の事故が起きたとの情報もあり、大事故が起きないうちに、早めの改良等を要望できないかということで質問をしております。というのが、相良村でバイパスの計画が上がってますが、これが植竹団地まで延長されるという、さっき3番議員の答弁の中でありましたが、質問の中で。これの予算あたりが上がってきた場合には、こういう危険な所の改良ができないかなという危惧もするわけですね。そういうことで、私は、現場で、県の職員と現場

でそういう話し合いをしてもらったほうが安心するかな、それが早く進むんじゃないかなと思っていますが、そのあたりはどうですかね、建設課長。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご質問のとおり、その区間において、以前、児童を含む重大な、大きな事故も起きております。その時に、現場には、歩道と車道の間にはガードレール、それからガードパイプ等の設置を行いまして、ある程度の安全対策のほうは進んでいるんですけども、今おっしゃられた大型車両の中央線のはみ出しとか、そういう部分についても、現場のほうで、私どもと一緒に県土木部のほうで確認はいたしております。そういった情報を共有した上で、現地の状況は確認はしておりますけれども、現在、国道445号のバイパス事業とか、あとは上下坂の嵩上げ区間の道路改良事業、そちらのほうを県としては、スピード感を持って優先的に実施していますということです。そういうのが現状です。もちろん、大型車両につきましても、国、県、村、それと本村以外には五木村も入っておりますけれども、大型車両の運行ルールの取決め事項を行っております。そういった取決め事項の徹底などを通じて、できることから通行の安全を図っておられるところでございます。今後も、ご質問の内容を、きちんと継続した形で要望のほうはしていきたいというふうには思っております。以上、お答えいたします。

○5番(中村重道君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、5番議員。

○5番(中村重道君) 質問がくどくなりますが、雨宮の停留所から石坂の方向に、前々々建設課長の時に、子供の歩道が狭いから、朝7時に、子供の通学時間帯に、建設課長、それから議長、教育長か教育課長だったと思いますが、あそこに、通学時間帯に見て、そして県の土木部に要望に行ったところ、すぐにはできませんが調査をして、危険な所は改良しますということと、辻さんの所の倉庫の裏を、U字溝があった所を、グレーチングを入れてもらってU字溝を塞いでもらい、1.5メートルくらい広くなりましたかね。それであそこのカーブは良くなりまして、事故も少なくなったかなと思って、そういうこともありますので、早めの対策を要望してもらい、早めの改良をお願いしたいと思います。これで私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○

○議長(黒木正照君) 次に、8番、小善満子議員。

{「はい、議長。」と、8番議員。}

○8番(小善満子君) 私は8番でございます。8番議員でございますので、8番目に回ってきました。今回、通告書を2通、出しておりましたので、この2つについて質問させていただきます。まず、令和6年9月定例議会の質問で、工場の賃借に係る契約書について、企業側から社内検討の上、回答するというところで、前回、もらっており

ます。そのことについて、今回の議案の添付書類として令和6年11月27日付けの賃貸借契約書があります。この契約書は、本来なら相良村に会社が設立した時点で、貸付人、借受人が契約書を交わさなくては、必要だと思いますが、その当時の契約書はどのようなになっていたのか、総務課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。最初の契約の締結でございますが、まず、企業等の農業参入に関する協定の締結を平成24年10月2日に締結しております。その後、建物、土地の貸借については無償でお願いしたいというところで、平成25年12月13日付けで議会の議決を受けまして、賃貸借期間につきましては平成25年12月16日付けで、期間を平成25年12月16日から平成30年12月15日までの無償の貸付けの契約を締結しているところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 最初の契約書は、ちゃんと、きちっとしているというようなことでございますので、次に、この貸付けの時に決められた借用料については、5年間は無償とするというようになっていたようでございます。その無償期限が過ぎて、村有財産賃貸料が、相良村に支払わなければならないわけですね。5年が過ぎたらですね。会社からの、無償期限が過ぎた後の賃貸借料については支払われていないということですが、このことは事実でしょうか。また、賃貸の無償期限が終了しているわけで、更新がされていないというようなことでございますが、そのことについても更新がされていないのか。無償期限が過ぎた、5年間過ぎた後の、現在までの賃貸料が払われていないのか、いるのか。それとも、また、その後の更新がされているのか、されていないかというようなことをお尋ねします。総務課長。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。先ほど申し上げました第1回目の契約期間、平成30年12月15日で切れております。この後の使用期間につきましては、申請書のほうが平成30年11月14日で事業者のほうから出てきました。これに基づきまして、本村としましては、有償でお願いしたいというところで業者のほうと話しておりましたが、なかなか契約をしてもらえないという状況が現在まで続いておりました。今回、ご提案させていただいております議案第72号、これに添付書類等を付けておりますが、令和6年11月27日に、平成30年12月16日からの5年間の契約が締結をできたというところでございます。したがって、この期間における使用料については入金はされておられません。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) まだ更新がされていないというようなことですね。これは、更新がされていないということは、令和6年の9月の定例議会で質問した時に、まだ更新がされていないというようなことを、総務課長のほうから回答をいただいているわけです。その更新がされていないのにもかかわらず、今度は令和6年1月10日の、企業側から会社の撤退の意向が示されているようです。また、令和6年3月7日に企業側から令和5年12月16日以降の施設の利用の解消及び現状回復できる状態になるまで、企業所有の物品を無償で置かせてもらいたいという通知が来たと聞いていますが、この通知を受けまして、令和6年3月25日の議会全員協議会において、債権放棄は議会の議決になるので、それと補助金の受け入れ、財産処分など、国と協議することで、早急の機械の撤去が難しい点などを考慮しまして、機械はそのまま放置させますけど、令和5年12月16日以降の賃貸契約は行われていないというようなことですね。だから、このことについては、今、私が質問しましたことについて、間違いはないでしょうか。総務課長。

○議長(黒木正照君) 小善議員、8番議員、今回は3回目ですけど、

○8番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) よろしいですか。これで

○8番(小善満子君) はい、いいですよ。

○議長(黒木正照君) はい。

○8番(小善満子君) これで終わりね。

○議長(黒木正照君) はい。

○8番(小善満子君) 2番に行きますから、はい。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。9月の定例会で答弁した内容でございます。間違いはございません。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) それは、今度は、次の2番の、企業側から加工施設にある機械は村へ無償譲渡、また、他の加工場へ譲渡か廃棄を考えているというようなことで、この前伺っておりますが、その後、その機械については、例えば、あそこの加工場にあった機械を他のところに移してるといふ部分もありますよね。だからそのことについてはきちっと、この加工施設の会社は相良村からも相当な補助金をもらっております。もちろん国、県の補助金も相当もらっておりますので、そういうようなことについて、きちっと、やはり会社は責任を持って、村に譲渡するなら譲渡するように、そのくらいの、機械をちゃんと揃えて、その工場の敷地、工場の施設の中に整備して欲しいと

というようなことですが、その点については、総務課長、現時点でどのようになっていますでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。加工施設から持ち出している機械を含めた全ての機械を、村で無償譲渡を受けるところで、今、決めております。現在の状況としましては、国と無償譲渡に際しての必要な手続きについて協議しております。その中で、利活用の計画書を作成する必要があるのか、又は、例えば、茶湯里で使うとか、払い下げできるのか、そういったところについて国と協議をしているところがございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) そしたら現時点では、まだ機械が揃ってるか何かというような確認をされていないというようなことですね。全ての機械が、やはりあそこにもう長年放置しておりますので、どのようになっているのかというの、私たちも心配なんです。だから、せっかく無償で譲渡しても、使い物にならないものをもらっても、相良村としては処分するだけで、大変経費がかかります。処分するのにも経費がかかる。それを会社がそのまま放置してもらっても困るもんですから、そのような機械が本当にためになる機械かというようなことを、やはり見定める必要があると思うんですが、その点については、総務課長、まだ確認はされていないということですかね、お答えください。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。加工施設から持ち出している、何の機械を持ち出しているのかというのは把握できております。ただ、7月30日に、加工場のほう、業者のほうと立ち入りで確認しておりますが、通電の確認ができておりません。なので、どの機械が動くのか、どの機械が動かないのか、ちょっと確認できてませんので、そういうところは、しっかり確認しながら対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) これ3回目ね。

○議長(黒木正照君) まとめてしてください。どうぞ。

○8番(小善満子君) いえ、もうあまり言いません。そしたらですね、このことについては、私たちも非常に興味があるんですよ。会社に、夢、希望を持って、相良村にいられた会社でございますので、しかも加工施設の冷凍施設とか何とかいうのも自分で

考えたということで、自分たちで自慢した機械、冷凍施設もあるんですよ。だから、そういうようなこともきちっと揃っているか。例えば、自分たちが考えた冷凍施設、冷凍庫ということで、このことについては、自分たちが他の所に持って行って使いたいなというような考えもあるかもしれないんですよ。だからそのところ、最初から、この点はこうこう、こちらは把握しないからですね。そういうところも、やはり相良村はきちっとしなくちゃいけない。それはなぜかと言えば、やはり700万円ぐらい相良村の一般財源も、そのところに打ち出しているわけなんですよ。だから、そういうことも考えまして、そこはきちっとしてほしいなというようなことで考えております。ぜひ、そこを徹底して、役場のほうでしてほしいと思っておりますが、このことについてどうですか、村長。総務課長、お願いしましょうか。村長もその後、お願いします。

○議長(黒木正照君) 総務課長、・・・・・・・・。

○8番(小善満子君) そしたら、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、加工施設の機械は、ある程度把握してあるわけです。資料もあります。その中で、急冷の冷蔵庫とか真空パック、いいのが、もう持ち出されると、そこも、持ち出した先も分かっております。ただ、不明なところもありますし、工事と合体したのもあるもんですから、そのところはまた、書類等は把握してしますので、今から先それを、先ほど言われましたので、それが使えるのか。動力線が来ないもんですから、使えるか使えないかが分からないんです。以上でございます。

○8番(小善満子君) 分かりました。

○村長(吉松啓一君) はい。

○8番(小善満子君) もう1回追加、議長。追加で1つお願いします。いいですか。

○議長(黒木正照君) 今回に限り許します。

○8番(小善満子君) いいですか。

○議長(黒木正照君) どうぞ。

○8番(小善満子君) この中で、今度の議案に出てくるわけなんです、令和5年12月16日以降の賃貸借契約は行わないというようになってますね。何で行わないのか。私は、会社の言いなりになる必要はないと思うんですよ。まだそれから、令和5年じゃなく、今は令和6年でしょ。やはり1年ぐらいは借りてるわけなんですよ。だから、そういうようなことについても、向こうから一方的に、その契約は、賃貸借契約は行わないとかいうようなこと言われても、相良村は、それは、はいはいと言って、向こうの会社の言うように、希望通りに認めるわけにいかないと思うんですよ。そのところについて、これはやはり大事なだから村長でしょ。お願いします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

- 村長(吉松啓一君) はい、すみません。令和6年、今年の1月ですよ。
- 8番(小善満子君) です。
- 村長(吉松啓一君) 企業が撤退をやっと決められたということで、これも内部を話しますと、補助事業でしてるもんですから、早めに撤退されますと補助金返還ということで、業者のほうがいろいろ苦慮されて、こちらですけども、これはもともとがフードバレー構想の1号ですよ。第1号。だから、こういう協議する時も、私は、必ず県を入れなさいと話してます。業者とうちでだったら、言った言わないとなりますので、県を入れて、県を中に入れて協議するように指示しておりますので、その中で、一日の業者側の意向を聞いて、そして、いろいろ無償とか、あるいは有料とかの項目ございますが、うちの不備な点もあるし、向こうもあるもんですから、それを歩み寄ってここを作ったと。これには県が中に入っていて、こういう結果になっております。はい、以上です。
- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) 次は、簡易水道と農業集落排水事業……
- 議長(黒木正照君) 8番議員、すみません。ここはちょっと、暫時休憩の後にお願いしてよろしいでしょうか。
- 8番(小善満子君) 暫時休憩。はい、分かりました。いいですよ。はい。
- 議長(黒木正照君) ここで暫時休憩をとります。
- 8番(小善満子君) はい。
- 議長(黒木正照君) 再開は15時20分とします。

○
休憩 午後03時08分

再開 午後03時20分
○

- 議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を再開します。8番、小善満子議員。

{「はい、議長。」と、8番議員。}

- 8番(小善満子君) 次に、簡易水道、農業集落排水事業の使用料のことについてお尋ねします。1番、簡易水道と農業集落排水事業について、利用者について、使用料の未納があるか、ないかお尋ねします。建設課長、お願いします。

- 議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

- 建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。簡易水道の使用料の未納者の件数ですが、12月1日現在で、現年度で100件、過年度分で80件、それから農業集落排水使用料の未納者の件数ですが、現年度で67件、過年度分で37件となっております。

ます。以上、お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 件数も相当あるようでございますが、これがずんずん、このまま放置していたら、使用料については、やはりこの事業というのは、今度、公営企業になりましたけれども、特別会計ということで、この事業については自分たちの特別会計内で収まることができないものですから、一般会計から年間1億ぐらいはやはりつぎ込んで、この事業をやっているというようなことなんですね。だから、このようなことの、ずっと未納者がそのまま放置して拡大するようなことがないように、私たちも一生懸命しなくちゃいけないかなと思っております。このことについて、まず、10月時点での未納の状況は、今、件数について言われましたけれど、簡易水道については、現年度は、未納者ですよ、未納者が、現年度水道料のみの153万3,300円。収納率が95.2パーセントです。これは10月末現在だから7か月分ですよ。4月から7か月分にこれだけです。過年度は1,211万1,695円ということで、相当増えているわけなんですけど、やはり過年度になれば収納率が少のうございまして2.5パーセントの収納率でございます。今度、農業集落排水事業につきましては、やはり10月時点、4月から10月までの7か月分ですね。現年度の未収納金が92万5,260円。収納率が96.3パーセント。過年度が337万730円で、収納率が4.8パーセントということになっております。このような収納率が、収入未済額が増えれば、事業をする上でも相当しにくいような状態になりますので、このことについて、建設課のほうで収納計画を綿密に立てられていると思っておりますので、そのことについて詳しく説明してほしいと思いますが、建設課長、お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。使用料の滞納につきましては、公平、公正さを図るためにも、今後は、新たに策定しました徴収計画によりまして、厳しく実施していかなければならないと考えております。その対策といたしましては、まず、指定納付期限までに納付されていない場合は、今までどおり、未納通知を送付いたします。それでも納付されない場合は、臨戸や電話等により給水停止する旨を伝えまして、納付の催告をいたします。それでも連絡や納付がない場合は、簡易書留により、給水停止最終催告を送付いたします。それでも納付や連絡がない場合、最終的に相良村簡易水道給水条例の第34条に基づきまして、給水を停止するということを考えております。農業集落排水の使用料につきましても、同じような催告等を、通知等を行いまして、やっていきたいと思っておりますけれども、まず、簡易水道、水が使えなくなれば下水のほうも流れないということで使えませぬので、その辺を強固に、徴収のほうをしていくというところで、今、計画をしているところでございます。以上、

お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 建設課におきましては、簡易水道にしても農業集落排水事業についても、未納についての対策は綿密にされているということで、本当にこれは、あくまでも個人じゃないもんですから、公、役場関係なもんだから、納めなければ納めないでいいんだなということなことが、使用者がそういうような気持ちが根づいてしまったら、本当は納めてもいいお金があっても、違うほうで使うというようなことになれば、これが、こういう事業が成り立たないというようなことでございますので、建設課長、担当課長におきましては、そのことについては、先ほど計画を述べていただいたように、綿密な計画に基づいて、徴収方法をよろしくお願いしたいと思います。次は、水道水のPFASということで、今年の6月23日の熊日新聞に載っておりましたが、水道水の全国調査ということでございます。このPFASというのは、発癌性化合物でございます。発癌性が指摘される有機フッ素化合物、PFASが、各地の浄水場や河川で検出されている実態があります。このことについて、政府は、水道水の全国調査に乗り出したことが分かりましたということで、6月23日の新聞に載っております。ただ、今度11月30日には、この発癌性が懸念される有機フッ素化合物について、水道水の全国調査結果を公表しますということで、この時から6月に公表して、調べたんですね。調べたことについて、ここに主なところが載っております。2024年に富山県を除く46都道府県の332水道事業でPFASが検出されたというようなことでございます。ここで主なものを書いてありますが、高い濃度でPFASが検出されて、水道事業者ということで、愛知県、長崎県、北海道兵庫県、京都府、秋田県、兵庫県は2つ載ってますね。それと、熊本県、埼玉県、長崎県ということになっておりますが、この熊本県では産山村が、簡易水道から38ナノグラムということで検出されているということです。このナノグラムというのは、1リットル当たり50ナノグラムの、括弧で、ナノグラムは10億分の1グラムということでございますが、目標値を超えての対応は努力義務にとどまりますというようなことで新聞には載っております。こういうようなことが発表されておりますので、相良村としましても、水道水の検査のことについて、対応をどのようにされるのか、建設課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) 8番議員。すみません、私、今聞いてて、質問項目に今のは……

○8番(小善満子君) 2番目、2番目。

○議長(黒木正照君) いや、私の理解では、これに載ってないと思って判断しているんですが、お答えいただけるかどうか、建設課長に判断していただきます。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。今のご質問はPFAS、PF

〇Aの検査ということですが、本村におきましても令和6年の7月17日に、水道水を採水した際に検査のほうを実施しておりました。今、言われました基準が1リットル当たり50ナノグラム未満ということで、本村は四浦地区で大谷、田代、初神、それから川辺地区、深水地区、柳瀬地区で水質検査のほうを行っております。結果につきましては、1リットル当たり0.000005ナノグラム未満でしたので、異常なしという結果に本村はなっております。以上、報告いたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 一応、水道水については、それぞれ毎回検査をされていますが、やはりこのことについても、やはり既に調べられていたというようなことですね。だから本当に今からは、こういうような、私たちが知らないことが次から次へと新聞等で載ってきます。こういうこともあるのかなということで感じましたので、今日はそのことについて質問させていただきました。2番目の、2番目ね。

○議長(黒木正照君) はい。

○8番(小善満子君) 令和7年度から公営企業法適用になるわけですが、このことについては、今まで公営企業ということで、相良村の一般会計、特別会計ということで運営されていましたが、公営企業法適用に移行されるということでございますが、仕事も大分複雑化になってくるんじゃないかなと考えておりますが、その公営企業法適用化について、建設課長に、お尋ねしたいと思います。この適用について、よろしくお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。現在、特別会計といたしまして、公会計というところで経営しているところですが、現在の特別会計の中でも一般会計からの繰入れなしでは、実質、経営できないという状況でございます。もちろん使用料金だけでは健全な経営も不可能でありまして、使用料金の値上げを検討したとしても、利用者、村民の相当な負担額となります。よって、使用料の増額、簡単な、単純な増額というのは、現実的ではないことから、滞納使用料の徴収強化を先ほど答弁した通り図りまして、公営企業会計に移行してからは、簡易水道及び農業集落排水事業に対し、村からの補助金として交付されるものと考えておりますが、前年度繰越金のような剰余金の処分についても、今後、積立金の運用などを条例に明記しまして、適正な事業運営を図っていきたいというふうに考えております。以上、お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) これで私の質問は終わります。優しく質問させていただきました。

以上です。

○議長(黒木正照君) はい、次に2番、坂田朋美議員。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

○2番(坂田朋美君) 私のほうからは、通告書に従いまして3点お尋ねいたします。まず1点目、災害対応についてでございますけども、先日なんですけど、徳田議員と、車両それぞれ別になりますけど、10月末から11月初めにかけて、能登半島地震及び豪雨災害の災害ボランティアとして、輪島市の現地に入りまして、主に、歩道上に堆積した土砂を集めて回収したり、個人の住宅周りの土砂を土嚢袋に詰める作業を行いました。当村でも4年前の豪雨災害で、村内、村外から多くの災害ボランティアの方々に復興支援に入って作業を手伝っていただきましたので、その時の、少しでも恩返しができればという思いもございました。テレビで放映された場所では作業が進んでいるように見受けられましたが、手つかずのところもたくさんございました。現地にて、行政職員の方、被災者の方から当時の状況について話を伺うことができました。行政職員の方からなんですけど、被害が広範囲に及び、至る所で道路が寸断されて、当初は被害状況の確認すらままならなかったということでした。また、災害ボランティアセンター立ち上げ時には、被災者からのニーズとボランティアとのマッチングが難しかったとも話されておられました。いろんな現場で、ボランティア活動の経験者をグループリーダーに任命して作業に当たられたそうです。浸水範囲や避難場所を示した洪水ハザードマップが、元旦の地震で被災後は、被災者支援、あるいはインフラ復旧工事などの災害対策を優先したために、マップ作成のほうを中断せざるを得なかったともお聞きしました。1月の地震、9月の豪雨災害により、農家の方も心が折れたと話されている方もおられました。至る所で山腹崩壊、あるいは地すべり箇所があり、現在でも生活道路が寸断されまして、孤立している集落があると聞き及んでおります。9月の豪雨災害では、自宅の周辺なんですけど、中小の河川に架かる橋に上流から流木が堆積しまして、そこで川の流れが変わり、予期せぬ方角から濁流が押し寄せて被害が拡大したと、多くの住民さんからお聞きしました。そこですけども、4年前の当村での豪雨災害の発生時の被害状況についてお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、住家屋の被害、これが183棟、住家屋以外の建物の被害、これが220棟。村道におきましては22路線、56か所。河川は7河川の14か所。橋梁が2橋。林道が7路線、59か所、農地が約1,100か所の約110ヘクタール。農業用施設442か所、水産施設2施設、福祉施設4施設、文教施設6施設、文化財13か所の被害がっております。以上でございます。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、当村でもやはり最大の被害が出てるような状況を今、お聞きしました。そこでですけども、2番目なんですけども、現場においての被害状況の収集の仕方についてお尋ねをいたします。被害が、今、説明がありましたけども、全体的に発生し、現場の状況を確認するのにも、道路が冠水して通れなかったり、土砂崩れ等で進めなかったりして、困難を極めた状況だったと思われませんが、どのように対処されたかお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。令和2年7月豪雨災害につきましては、これまで誰も経験したことのない大災害だったと認識しておるところでございます。発災直後におきましては、停電や通信施設の被災によりまして、村からの情報発信ができない、また、周りからの情報発信を受けることができない状況だったと記憶しております。そのような中、発災直後の情報の収集につきましては、LINEの活用、また、消防団や各地区の区長さん方への情報提供の依頼を行ったりしております。その他、屋外放送、公用車で巡回などにて情報収集及び情報提供を行ったところがございます。また、村長自ら現場に足を運んでいただきまして、被災状況を確認され、被災地域で早急に対応すべき支援の把握、指示が行われたところがございます。また、自衛隊におきましても、孤立者救出、安否の確認の際に通行された道路等の被災状況などを把握し、ご報告をいただいております。その他、被災状況の確認につきましては、現地に赴いた職員はもちろんのこと、国土交通省、熊本県、人的支援をいただいた他自治体の職員に協力をいただきながら、情報の収集にあたったところがございます。以上でございます。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、今、総務課長のお話がありましたけども、能登半島地震の状況におきましても、やはり同じような、あらゆる方に協力を要請して、情報の収集ですね、当たられたということを今、答弁をお伺いしまして共通認識とさせていただきます。現在におきましては、我々議員のほうにもタブレット等が支給、貸与されておりますので、現場写真を撮るなりすることによって、情報収集のお手伝いもできるかなと思っております。今後なんですけども、大規模災害発生時におけます議会の役割等を明確にします議会機能継続計画、BCPですかね、これを策定しておくことも重要かと思っております。3点目なんですけども、社会福祉協議会による災害ボランティアを立ち上げて、ボランティアの受入れ体制が整うまで、どれぐらいの時間を要されたのでしょうか。また、ボランティアセンター経由であれば、個人主体が主になるとは思いますけども、NPOなどの団体の支援は受けられませんでしたでしょうか。

また、今回なんですけど、輪島市までの往復の高速代なんですけど、事前に申請書類を準備して、ボランティア活動終了後に、作業した確認を押印してもらうことにより、高速道路管理会社にて無償対応になり、長距離で高額でしたので、私的にも非常に助かりました。4年前なんですけども、当時の高速道路は無償対応とはされたのでしょうか。その2点についてお伺いします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。災害ボランティアセンターにつきましては、社協のほうで設置することになっておりますので、7月8日の日に設置をいたしました。ボランティア活動も、その日から活動の方も行っております。それと高速でしたっけ……

○2番(坂田朋美君) あと高速の無償対応が……

○保健福祉課長(平川千春君) 災害ボランティアの車両の高速道路無償化の件なんですけど、4年前につきましては、ボランティアで活動される方がホームページ等でボランティア車両証明書の様式のほうを入手されまして、そちらに必要事項を書いていたいただき、高速ご利用時に提示していただければ無償になったかと思えます。帰りの際も同じような感じで書いてもらうんですが、実際、ボランティア活動をされたところで証明書を取得されまして、それで高速道路の利用で無償化になったと思えます。以上、お答えいたします。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、課長から答弁いただきました。無償対応というのは、遠隔地から駆けつける場合、非常に心強い、経済的にも助かりますので、今後、また災害が起こりうる場合には、対応のほうをよろしく願いいたします。それと3つ目なんですけど、災害ボランティアの受入れ体制なんですけども、当初、ボランティアセンター立上げ時には、被害状況の把握、これが一番だと思います。それから、人員の割り振りまで、限られた人員から、いかに効率的に配置するのか、経験による現場リーダーの力量が求められると思います。また、被災地では、現場作業に精通している方がいらっしゃれば、作業効率も上がると思います。今回も、休暇を利用して、ボランティア活動の経験者の方と同じチームで作業を行いました。作業状況を見ながら、人員の移動、あるいは作業手順の変更と、臨機応変に対応することで、作業効率が上がったように思います。NPO法人についてなんですけど、それぞれの得意分野があると思えますので、事前の情報収集は必要と思っております。今後の対応については入ってなかったですね。すみません。抜けておりますね。はい。私が考えました今後の対応についてでございますけども、災害は忘れた頃にやってくると言われますので、4年前の対応での問題点、あるいは課題点を今一度洗い出していただき、将来の起こり得る災害に対応していただきたいと思います。特に団体ボランティアに来ていただ

くと、人員、あるいは得意分野で復旧作業も進むと思っております。初期段階なんですけども、被災自治体側において、団体の活動内容などが分からず、被災状況、あるいは被害者関連情報を提供すべきかどうかためらうことによって、活動開始の支障になっていると指摘もございます。既になんですけども、一部の自治体におきましては、団体ボランティアの登録制度を設けているそうです。また、今後なんですけども、国が、登録基準の設定、あるいはデータベース管理を担い、近くに団体の活動拠点などがあり、日頃から付き合いのある自治体が登録の可否を判断する仕組みを想定されてると。活動実績を基に判断してもらうようになっております。また、現場において感じたことなんですけども、被災者のニーズのほうも時間の経過とともに変わって参ります。まずは救援物資、パンであったり、おむすびであったりの提供、2つ目が、できれば温かい食事、キッチンカーなどによる炊き出し支援ですね。3つ目が、やはり排泄問題ですね。仮設トイレ、移動式トイレも含めて、必ず必要になるということを被災者の方からお伺いしました。最後になりますけど、4点目につきましては入浴の支援ですね。一段落着きましたら、ゆっくり入浴して体を休めたいということをお話されました。現場のほうなんですけど、自衛隊の撤収後にはNPO団体さんのほうで対応されておりました。今まで申し述べたとおり、切れ目のない対応が、被災者に向けては必要ではないかなと思っております。今後も救援物資の必要量の確保、また、不足時には、近隣自治体と連絡を密にして対応していただきたいと思っております。2点目なんですけども、国道445号、

{「・・・今のとに・・・。」と、村長。}

はい。

○議長(黒木正照君) ちょっと待ってください。

{「・・・。」と、村長。}

○2番(坂田朋美君) あ、すみません。はい。村長のほうで、はい。

{「・・・。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) いや、答えていただきますか。

○2番(坂田朋美君) はい。

○議長(黒木正照君) 私は、何を言いなったか・・・

{「いえいえ、・・・。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今の話、分かりましたが、さも能登が先進地のように言われますが、あそこの県は熊本県から大分支援をされて、熊本地震、あるいは令和2年の洪水、これを基に熊本県が大分入って、指導といいますか、されております。よって、災害の先進地じゃないですけど、うちのほうがいろんな場面で詳しいと。それともう1つ、議会で何とかかんとかと言われましたが、災害の時に、私どもは議会無視しておりません。二、三人の議員は、その時の改選前でしたけども、議会には、その都度全協でも開いていただきまして、いろんなことを要望して、後先といいますか、いろんな予

算的なこともありますので、こういうことをしますので、今度予算を述べますとか、今こういう被害がありますと、何度も何度も議会のほうにお願いしております。だから、議会とは一体としていっております。その中で、新型コロナの期間中なんですよ。熊本県が、よそからは入れないでくださいということで、無断でよそから来られた方もいると思いますが、その場合に熊本県が中心になってやっている。社協の場合、11社協ですよ。そこで協力して、そこが窓口で、相良村の場合は相良村に派遣するというので、それから別に来た人は、それはどこから来られたか知りませんが、それはそれで、確実に県がそういうふうに、熊本地震からそういう指導をされております。それに則ってやっておりますので、さも先進地が能登みたいに言われますが、先進地は、こういう災害で先進地は、先進地と言ってはご無礼かもしれませんが、熊本県なんです。熊本県から全部、県庁も行かれて指導されております。よって、うちからも職員も2人やっておりますが、当初でしたので、現場まで2時間ぐらいかかっていたとかいう話もございますが、それは、国もテックフォースとかございますが、やはり先にやった災害が、うちもその先の阪神淡路とか、そういうのもモデルといいますか、そういうのを教訓にいろいろ勉強して、熊本県もやっておりますが、そういうことで、災害対応は、うちは総務課長が言いましたとおり、災害対応は町村で一番早いと自負しておりますし、県のほうからもお褒めの言葉をいただいております。よって、今話を聞きますと、再三言いますが、さも能登のほうがいいような感じがします。それは新しいのが出てきて、新しいのもあるかもしれませんが、基本はそういうことで、うちの職員をはじめ、その前の議員さん、改選前の議員さんも頑張っただけで、災害復旧に当たっておられます。これはもう村民の方も一緒なんです。そういうことで、職員をはじめ、議員の皆さん、村民の皆さん、精一杯頑張っただけで、お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい。すみません。2番目に移ります。国道445号バイパス工事についてですけども、いまだに付近の住民さん、あるいは保育園利用者の方、あるいは関係者の方々から、バイパス建設によりまして、交通量の増加、あるいは騒音、排ガスによる生活、あるいは教育環境の悪化、あるいはもう、最悪、交通事故に対する不安の声を多く聞いております。また、保育園移転前にバイパス建設計画があったのであれば、事前に情報開示をしてほしかったとおっしゃられる方もおられます。どう思われるでしょうか。要望があったからバイパスを建設すると話されておりますが、地元から、どれぐらいの方から要望があったのでしょうか。また、地区からの要望書提出はあったのかどうか、お尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 地元がどこを指すか。地元は、結果的には深水と川辺と四浦の人

が地元です。人吉がいろんな面で中心です。救急車、消防署もございますので、いかに早く着くか。それと今、5番議員もトラックの件を言われましたが、河川の掘削は、うちが何か所も頼んでいるわけです。そこを運ぶ、どこかに、県も国もそういう置き場所をお願いしますと言われておりますが、なかなかないですが、農地災害の時も、うちがちょっと球磨酪農の近くをしたんですが、近くの人からクレームが出ました。そういうことで、住宅がある所はなかなか、その道路はご迷惑をおかけするということが難しいことがあります。よって、一方では砂利を掘削してくれ、一方では通るなどではちょっと難しいものですから、そこを道路は改良していくと。その中で、歩道について、私は再三言いました。今の既存の歩道について、前に要望しましたが、相良村から改良は取り下げたという経緯があるということで、私もちょうど議長でしたが、聞いておりますので、これでは村民もきついただろうということで、できるだけ小学校の前とか、交通分散のためにバイパスを要望したと。地区はどこだと、地区は、相良村、特に深水、川辺、四浦です。以上です。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、次なんですけど、要望する事態になった経緯についてですけども、本来の流れであれば、私が考えることなんですけども、まずは議会、住民さんへの情報開示があってしかるべきだろうと。それから地元住民さんへの詳細な説明会を開いていただいて意見をまとめる。そのあとに、国、県への要望書の提出をされるのが、私が考えている一応の流れになるかと思えます。村の将来、特に生活環境の変化に関わる事案になると思えますので、時間をかけて住民さんとの合意形成を図りながら進めるべき事案と思えますが、どのようにお考えでしょうか。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい。

{「企画商工課になります。経緯は。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えいたします。今回のバイパスの件につきましては、振興策のほうで、提案を県のほうにさせていただいております。その経緯としましては、令和4年7月2日に、前蒲島知事のほうから、緑の流域治水の振興と、あと相良村の振興、また、復旧復興の取り組み状況について、県の取り組みについてご説明をいただきました。その中から、相良村としても提案をさせていただいた折に、その前に議会のほうからもご意見いただきたいということで、令和4年9月16日に、9月定例会の折に内容を説明させていただき、議員の皆様からご意見をということで説明いたしております。その後、そのような内容を取りまとめた後に、令和4年10月7日に、相良村から振興策の提案を熊本県のほうにしております。以上と

なります。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、3点目、情報の開示時期についてお尋ねいたします。この件につきましては、3年前に、議会と共同で、当時の金子総務大臣に対しまして要望活動を行った次第です。この国道バイパス工事につきましては、当初は入っておりませんでした。我々議会に対しても要望の直前に知らされて、その時初めてバイパスの建設工事を知った次第でした。私の記憶が正しければですけども、その事前説明もその時点ですから遅いと思いました。インフラ整備のための生活道路の建設は大変重要で大事だという認識は持っておりますが、本当に必要な事業なのか、財源も含めて、地域住民の皆さんをはじめ、村民の皆さんの意見、要望を聞いてからでもよかったのではないかと考えております。相良村の将来に関わることと思いますし、地域、あるいは優良農地を分断するバイパス建設に、私は反対の立場でございます。村の将来を担う子供たちにも、静かな生活環境で学んで欲しいと思うからであります。3点目にいきます。スマホによる行政サービスについてでございます。私の周りにも、i P h o n eとか、スマートフォンを、

{「・・・、すみません。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) よかですよ。はい、どうぞ。

○2番(坂田朋美君) はい。i P h o n eを含め、スマートフォンを持たれる方が徐々にではありますが増えてきております。せっかく購入した機械なんですけども、少しでも使えるようになりたいけど上手く使いこなせていないと、よく聞きます。機種が違えば操作方法も変わり、常時使っていないと操作方法も忘れてしまうこともあると思います。そこでなんですけども、販売店の協力、あるいは操作に詳しい方等で、操作方法の、例えばですけど、講習会のほうを企画してもらうことができないかと思ってお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えいたします。議員ご指摘のとおり、携帯につきましては、それぞれ携帯のキャリアごとに機種が異なっておりますので、携帯ショップのほうでいろんな講習会を開催されております。また、携帯ショップまでの移動が困難な場合など、ある一定程度の人数が揃えば、地域内の施設で講習会を開催していただく制度もございます。ただし、国の制度を活用して携帯ショップのほうも講習会を開催されますので、携帯ショップへ事前に依頼する必要がありますので、そういったご用件があれば、こちらにご相談いただければと思います。以上、お答えします。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい、今、答弁いただきましたが、政府のほうでも、21 年度から民間企業等との連携を図りまして、スマホの使い方講習会を全国で開催しておるようでございます。習得の鍵は、何といたっても繰り返しの実践にあるようでございます。自治体におきまして、各種の集まり、あるいはサークル活動の現場に出向いて、繰り返し操作説明を行って実績を上げていらっしゃる自治体もあるようでございます。すみません、2 点目ですけど、現在は、LINE を使いましたメールサービスが行われておりますが、今後、スマホ等で各種申請、あるいは行政サービス、そういった計画はないのか、お伺いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) スマートフォンによる行政手続きにつきましては、午前中、保健福祉課長のほうからも説明がありましたが、政府が運営するウェブサイト、マイナンバーカードを利用したマイナポータルがございます。マイナンバーカードがあれば、全国どこでも、相良村民においてもご利用いただけます。子育てや介護をはじめとする手続きの検索、また、申請、あとは税の確定申告、自分の所得や税金の確認などがオンラインでできるものです。マイナンバーカードを利用した手続き以外につきましても、例えばイベントの参加の申込みなどは、今、オンラインで相良村としても行っていますが、例えば公共施設の利用などについてもスマートフォンなどの端末で申請ができる手続きができないかということで、今、庁内全体で検討しております。以上、お答えいたします。

○2 番(坂田朋美君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、2 番議員。

○2 番(坂田朋美君) はい、今の課長の答弁の中でもございましたけども、スマホの中でも、LINE ですかね、アプリを使った各種申請のほう、行われてるようございます。県内ですと玉名市のほうで、スマートフォンで持ち歩く市役所を掲げてらっしゃって、市民がいつでも、来庁せずに無料通信アプリのLINE で各種の申請、あるいは手続きができるサービスを行っているようです。目的としましては、市民の利便性の向上、職員さんの事務効率化を図るということでやっておられるようございます。ぜひ、当村のほうでも、先ほど答弁いただきましたが、スマホによる行政サービスを充実させて欲しいものと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長(黒木正照君) 以上で本日の日程は全部終了しました。これで散会します。お疲れ様でした。



散会 午後 04 時 05 分